

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	地籍調査事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	戦略事業	地籍(土地の所有者、 地番、地目、地積、 境界)の明確化を図る ことにより、公共事業・ 土地取引等の円滑化、 課税の適正化、境界紛 争等の未然防止や早期 解決に資する。	本市域に存する土地 所有者及び管理者 (土地改良事業・土 地区画整理事業実施 地域を除く)	一筆ごとの土地につ いて、所有者、地番、 地目の調査並びに境 界や地積に関する測 量を行い、その結果を 地籍図及び地籍簿と して作成する。	計画 どおり	86,493	H6		【①昨年度の評価(成果や課題):「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」に基づく調査の実施】 ・まちづくりの観点において、NCC形成に向けた地域拠点地区の調査や土地取引の活性化を円滑に図るため、人口集中地区(DID)の調査などを継続して実施することができた。 また、防災対策においては、災害時における復旧作業の迅速化のため、河川の浸水想定区域の調査を継続して実施することができた。 ・境界立会い不協力等の保留案件に対し、公共事業・土地取引等に影響を及ぼさないよう、登記完了に向けた手続きを着実に進めていく必要がある。 【②今後の取組方針:「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」に基づく事業の推進】 ・本市NCCの形成に向け、地域拠点の調査や人口集中地区(DID)の調査面積の拡大などに取り組んでいくとともに、これまで実施してきた防災対策においても、浸水想定区域の調査に継続して取り組む。 ・保留案件の対応については、立会いの協力依頼等を粘り強く行うほか、法務局とも相談・連携を図り、所有者不明等の土地の筆界を確定させるなど、登記完了に向けた手続きを進め、土地利用の円滑化に繋げる。	
2	都市計画基礎調査	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		地域特性に応じた土 地利用	市民・事業者	・都市や地域の特性・課 題の把握	計画 どおり	4,015	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):都市計画基礎調査等の実施】 ・本市の都市構造や誘導区域の特性、社会情勢等を踏まえた目指すべき将来の市街地像の実現に向け、よりメリハリのある具体的な市街地整備施策の展開や計画的な都市農地の確保などについて、調査・分析を行いながら、各区域での整備・保全に向けた施策や都市計画の適用の具体策として、用途地域等の見直し検討を行った。 ・また、都心部の魅力あるまちづくりに繋がるよう、高度利用地区の指定方針及び指定基準を策定するとともに、魅力ある都心部のまちづくり促進に向け、民間事業者等にPRするため、「優良建築物等整備事業」や「市街地再開発事業」と、「都心部まちづくりプランを見据えた景観規制等」を一体的にとりまとめた「宮の街ナカXサイト(魅力あるわくわくする空間づくり)」を、パンフレット作成のうえ発信した。 ・令和4年度に運用を開始した都市農地の保全に向けた生産緑地制度については、1箇所0.63haを生産緑地地区として都市計画決定し、都市農地の保全を図った。(合計5箇所1.77ha) 【②今後の取組方針:都市計画基礎調査等の実施】 ・用途地域等の見直し検討や居住者の行動及び活動の変容をとらえる都市活動調査の結果等も踏まえ、引き続き、更なるNCCの実現にも繋がる都市計画の適用の具体策等を検討するとともに、それらに関連した具体の都市計画決定・変更を円滑に進めるために必要となる基礎資料の整理・作成などを行い、今後、計画的に手続き等を行う。 ・また、「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」等の策定やJR宇都宮駅東口のまちびらき、ライトラインの開業等によるまちづくりの進展などに的確に対応し、関連分野が連携しながら、都市計画制度等を活用した土地利用や都市整備等のまちづくりを総合的かつ一体的に進めていくため、都市計画マスタープラン等の一部見直しを検討する。	
3	地区計画制度の活用	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		良好な居住環境の保 全・形成	市民・事業者	・市街化調整区域にお ける地区計画制度活 用に関する指導・助 言 ・地域住民主体の地 区計画制度の活用促 進(出前講座や地元 勉強会への参加)	計画 どおり	0	H元		【①昨年度の評価(成果や課題):地区計画制度の活用についての指導・助言】 ・地域特性を生かした快適で良好な居住環境等の形成を図るため、地区計画(イースタウン瑞穂野地区計画)を策定し、計画的な居住地形成による子育て世代など新しい居住者の誘導促進を図った。 ・地域住民主体の取組について、新たな支援制度(公共施設整備費補助)の周知と働きかけにより、これまでの検討地区に加え、これまで動きがなかった一部地区でまちづくりへの理解や機運が高まり、地域主体の地区計画活用に向けた取組の広がりを図った。 【②今後の取組方針:地区計画制度の活用に向けた指導・助言】 ・地区計画制度を活用したまちづくりに対する地元の機運醸成や市民・事業者等の理解促進を図りながら、適正な地区計画制度の活用促進に取り組んでいく。	
4	公共施設等の受け入れ事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		公共施設(道路や公 園)の適正管理	・過去に開発許可に より設置された未 帰属公共施設の権 利者 ・市民(公共施設の 周辺住民)	・未だ市に帰属されて いない公共施設の 所有権の移管及び 維持・管理等の説 明	計画 どおり	0	H5		【①昨年度の評価(成果や課題):受入れ団地数の増加】 ・平成25年に策定した受入計画に基づき事業を進めてきており、令和5年度については計画していた10団地に加え、新たに確認された団地と窓口で申し出があった団地、過年度から交渉している11団地を含む合計21団地の交渉にあたり、9団地の全所有権取得が完了した。 【②今後の取組方針:公共施設等の受入事業の推進】 ・現在、交渉中の団地を含めた未だ市に帰属されていない所有権を有する団地については、計画的に対象団地の調査や受入依頼を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
5	立地適正化計画等の推進	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	SDGs 好循環P 戦略事業	本市が目指すNCCの具体化を図るため、各拠点等への居住や都市機能の適正な誘導を推進する。	市民・事業者	・都市機能の立地誘導策の展開 ・市街化調整区域における地区計画制度の活用促進	計画 どおり	25,641	H26	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):都市機能の立地誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進】 「都市機能の立地誘導策の展開」 ・立地適正化計画の中間評価を行い、課題の抽出と計画に位置付ける新たな取組を整理した。 ・NCCの形成に向け、民間事業者や関係団体等に対して、まちづくりの考え方の理解促進や各種支援制度の積極的な周知に取り組み、拠点への都市機能の立地誘導や施設の浸水対策の促進を図ることができた。 ・NCCの形成を一層推進するため、関係課と連携したオープンハウスの実施等を通して、NCCの考え方や必要性、具体化に向けた取組等について市民理解の促進を図ることができた。 ・NCCの形成を一層推進するため、取組を着実に推進していく必要がある。 「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」 ・国本西地区、瑞穂野南地区等に継続的な支援を行うとともに、新たに検討を開始した富屋地区において、アドバイザー派遣を活用しながら、技術的な支援により、住宅団地開発に向けた地域の検討の進展を図ることができた。 ・地区計画制度の活用促進に向け、住民主体の検討を促進させる必要がある。 【②今後の取組方針:都市機能の立地誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進】 「都市機能の立地誘導策の展開」 ・NCCの形成に向けて、関係団体等への支援制度(施設整備・浸水対策支援)の積極的な周知を行い、各拠点への誘導施設の立地や浸水対策を促進し拠点機能の強化を図る。 ・NCCの形成に向けて、令和6年中に計画を見直すとともに、効果的な誘導施策の充実・強化に向けた検討を行う。 ・NCCの更なる推進に向け、関係課と連携しながら、情報発信拠点(オープンスクエア)やライトライン乗車体験会等を活用し、市民理解の促進を図る。 「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」 ・地域のコミュニティ維持に向け、地域主体で地区計画活用に向けた検討を進めている地区において、地域と意見交換を重ねながら、地区の進捗に合わせた支援を行う。 ・各地区における地区計画の活用に向けて、基盤整備やインフラの状況や課題等を整理する基礎調査を行い、機運醸成や組織化など地域主体の検討促進を図っていく。	
6	清原地域におけるライトライン沿線のまちづくりの推進	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	戦略	ライトライン導入を契機とした魅力あるまちづくりに向け、市民・事業者・行政等が協働しながら、沿線まちづくりを推進する。	市民・事業者	ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進	計画 どおり	9,900	H30	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):ライトラインと一体となった沿線まちづくりの検討】 ・ライトライン沿線の清原地域において、「LRT沿線土地利用方針」を踏まえ、各停留場周辺の地域特性に応じたまちづくりを推進している。沿線の拠点等においては、立地適正化計画に基づき、生活利便施設等の誘導・集積に取り組んでいる。また、清原地区市民センター前停留場周辺(清原TC)等については、LRT沿線の更なる賑わいの創出や交流促進に向け、地域まちづくり団体や清原工業団地立地企業等と連携し、飲食機能の導入や滞留空間の創出等を行う社会実験を実施し、清原地区の魅力発信と、緑地等の空間の活用可能性などの確認を行った。 ・ライトライン沿線の賑わいや交流の促進が今後も持続するよう、場所や取組の認知向上を図りつつ、地域や民間が主体となった取組の定着を支援する必要がある。 【②今後の取組方針:ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進】 ・ライトライン沿線の清原地域において、立地適正化計画の中間見直しを踏まえた、効果的な誘導施策の充実・強化に向けた検討を行うとともに、LRTと一体となった沿線まちづくりに取り組む。 ・清原地区市民センター前停留場周辺(清原TC)等については、賑わいの創出や交流促進につながる取組の定着に向け、引き続き、市と地域が連携した取組を実施するとともに、将来的に、民間が主体となり、地域と連携し、民間の柔軟なアイデアを生かした取組が展開されるよう、取組の担い手となる新たな民間事業者等の発掘や取組に対する支援策等の検討を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
7	都心部まちづくりの推進	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	戦略	ライトラインを基軸と した公共交通と一体 となった魅力ある都 心部のまちづくりに 向け、市民・事業者・ 行政等が協働しなが ら、まちづくり推進す る。	市民・事業者	人中心の居心地が良い ウォーカブルなまちづく りを推進	計画 どおり	4,675	H30	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):ライトラインと一体となった沿線まちづくりの検討】 ・JR宇都宮駅西側において、「都心部まちづくりビジョン」の実現に向け、『人中心のウォーカブルなまちづくり』などを総合的に推進する「都心部まちづくりプラン」を策定した。 ・民間開発を促進する支援制度について、様々な場面で活用可能なガイドブックとして一体的にとりまとめた「宮の街ナカエキサイト」を公表した。 ・交通結節点周辺等の交通結節軸となる東武馬車道通りにおいて、街路空間の人の通行や滞在機能強化に向け、人中心の居心地がよく歩いて楽しい道路空間づくりに関する地元との意見交換会を実施した。 ・今後は、プランに基づくまちづくりを推進するため、まちづくりを担う多くの関係者の市民理解促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針:ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進】 ・JR宇都宮駅西側において、まちづくりを担う多くの関係者とプランや「宮の街ナカエキサイト」の内容等を共有するとともに、VRを活用したウォーカブルな空間づくりの勉強会など、より丁寧にまちづくりの議論を深めながら、官民一体の空間づくりにつなげる。 ・また、空間づくりを更に推進するため、支援制度の拡充を検討するとともに、モデルとなる民間の取組を紹介するなどエキサイトの内容を充実していく。	
8	東部総合公園整備事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	戦略	LRT沿線の新たな交通結節拠点として、市が主体となって長期的なまちづくりを担保し、交流人口の増加等を図れる土地利用を行うなど、LRT沿線のまちづくりを牽引する拠点を形成する。	市民・来訪者	LRT沿線の新たな拠点として、周辺の地域特性を踏まえながら、賑わいや交流を創出し誰もが楽しめる魅力ある都市公園を整備する。	計画 どおり	188,551	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な用地取得の実施、公募設置等予定者の決定等】 ・地権者等に対し、適宜、事業に関する説明や情報提供を行い、理解促進を図りながら用地取得に取り組み、約95%の用地の取得が完了した。 ・令和5年3月から、事業者の公募を行い、本公園の整備・運営を担う事業者を外部有識者から成る事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、11月に、大和リース株式会社を代表法人とする「東部総合公園ネクストパートナーズ」を公募設置等予定者として決定した。 ・令和6年2月に、公募設置等予定者と事業実施にあたっての官民の役割分担や整備スケジュールなどを定めた基本協定を締結した。 ・提案の着実な履行を担保するため、専門家等の助言を得ながら、円滑に整備を進めるとともに、令和8年3月の開園に向けた機運醸成を図るなど、開園当初からの利用促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:早期用地取得、特定公園施設建設・譲渡契約の締結等】 ・未取得用地の早期取得に向けて、地権者等に対し、引き続き、丁寧な説明を行いながら、着実な用地取得に取り組む。 ・施設の整備内容や整備費の確定後、特定公園施設建設・譲渡契約を締結し、施設整備に着手する。 ・アーバンスポーツの国際大会などの大規模催事の誘致に向け、指定管理予定者と連携しながら、公園や本市の特徴などを掲載したPR資料を作成し、大会等の開催権を有する団体等に対し、プロモーション活動等を開始する。 ・市民が愛着や親しみを感じ、施設を認知してもらえるよう、公園の愛称を公募により選定する。 ・他都市の競合施設等における状況や、指定管理予定者の意見も踏まえ、公園施設の使用料や使用時間等を検討し、公園設置条例を制定する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
9	一条中学校跡地の利活用	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	戦略	本市中心部に近接する「一条中学校跡地」を活用し、周辺の市民ニーズ等に対応した生活利便性などを高める民間機能の導入を図る。	市民・事業者	当該地周辺の地域住民の利便性向上や、コミュニティの活性化につなげていくため、市民ニーズに対応した公益機能や、地域住民の生活利便機能等を有する民間施設の整備・誘導を図る。	計画 どおり	1,140	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):事業用定期借地権設定契約の締結及び事業の進捗確認等】 ・地域住民等にとって身近な施設であるとともに、関心の高い事業であることから、提案内容等について理解を深めてもらうため、5月に、事業者と共に住民説明会を開催した。 ・提案内容の着実な履行を担保するため、設計段階から事業者と定期的な打合せなどを行い、外部有識者の助言を得ながら、事業の履行確認を実施した。 ・令和7年5月の施設開業に向けて、令和5年11月に、事業用定期借地権設定契約を締結し、12月から事業者において、既存工作物等の解体工事に着手した。 ・提案の着実な履行を担保するため、定期的に工事の進捗状況を確認するほか、地域コミュニティの活性化につながる取組などの提案内容が事業期間にわたって着実に履行されるよう、注視していく必要がある。 【②今後の取組方針:事業期間における提案内容の着実な履行確認】 ・事業期間にわたって提案内容が着実に履行されるよう、民間提案施設開業後の運営状況を適切にモニタリングするため、その実施方法や評価項目等を定めた、本事業独自の「モニタリング実施要領」に基づき、提案内容の履行状況の確認を行う。	
10	中心市街地活性化推進事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		都市機能の集積や 地域経済の活性化	市民・来訪者	「第3期中心市街地活性化基本計画」や「都心部まちづくりプラン」等に基づく各事業の推進	計画ど おり	33,186	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):都心部の活性化に向けた取組の推進】 ・「中心市街地活性化協議会」において、「第3期中心市街地活性化基本計画」の進捗状況等について意見交換するとともに、関係団体等と連携し、施策事業を効果的かつ円滑に推進することができた。 ・都市の再生に必要な取組を重点的に実施すべき区域のまちづくりの中核を担う法人として、「宇都宮まちづくり推進機構」と「釜川から育む会」を都市再生推進法人に指定した。 ・まちなかの賑わいづくりなど、将来のまちづくりを担う若者が気軽に、自由に集い、様々な交流を深めることができる施設として、「若者まちなか活動・交流センター」を11月1日にオープンし、高校生や大学生など、5,234人の利用者があった。 ・都心部の将来像の実現に向け、「第3期中心市街地活性化基本計画」に掲げている各種施策・事業を着実に推進していく必要がある。 ・「若者まちなか活動・交流センター」については、街なかの賑わいづくりや若者のまちづくり活動の拠点として、高校生や大学生など、若者を中心とした活動や交流機会の創出を図る必要がある。 【②今後の取組方針:戦略的かつ着実な取組の推進】 ・都心部のさらなる魅力向上や活動活性化を図るため、引き続き、「中心市街地活性化協議会」との意見交換をはじめ、庁内関係課や関係団体(まちづくり推進機構や商工会議所等)と連携しながら、「第3期中心市街地活性化基本計画」に掲げている各種事業に取り組んでいく。 ・都市再生推進法人(宇都宮まちづくり推進機構、釜川から育む会)が円滑にまちづくり活動に取り組めるよう適切に支援していく。 ・「若者まちなか活動・交流センター」については、多くの若者が活動への参加や交流促進が図れるよう、市内の大学・専門学校、高校などの利用に向けて、運営事業者と連携しながら積極的にPRしていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
11	公共空間等の利活用促進	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	好循環P 戦略事業	公共空間等を活用し たエリアの魅力づくり	市民・来訪者	公共空間の利活用促進 に向けた社会実験の実 施	計画ど おり	5,000	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):公共空間の利活用促進に向けた社会実験の実施】 ・公共空間の利活用を図るため、まちかど広場等において、プレイスメイキングの社会実験(キッチンカーによる飲食の提供、休憩スペースの確保等)を実施し、都心部における滞在時間の増加や、回遊性の向上、飲食事業者の出店ニーズ等を確認することができた。 ・東武馬車道通りにおいては、道路空間を活用した休憩スペースを商店街主体により設置・管理することができた。 ・都心部におけるウォーカブルなまちづくりの実現に向け、公共空間を一体的に活用したプレイスメイキングの社会実験や釜川エリアの利活用等については、官民が一体となって取り組むことが必要である。 【②今後の取組方針:公共空間の本格活用に向けた検討】 ・プレイスメイキングの社会実験については、これまでの実験結果を踏まえながら、取組内容の充実を図るとともに、引き続き、中心市街地活性化協議会や地元関係者などと連携を図りながら、官民一体となって取り組んでいく。 ・都市再生推進法人の「釜川から育む会」など、釜川エリアにおける居心地の良い空間づくりに取り組む団体に対して、まちづくり推進機構などと連携しながら支援していく。	
12	宇都宮まちづくり推進機構補助金	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		都心部の賑わい創出 や魅力向上	・宇都宮まちづくり 推進機構 ・市民、事業者、来 訪者	都心部の活性化に向け た事業の実施支援	計画ど おり	20,052	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):NPO法人ならではの公益性と民間活力を活かした事業と組織力向上に向けた支援】 ・まちづくり推進機構が取り組む各種活性化事業の実施において、関係機関、地元商店街などとの連携を促進するなどの支援を行った。 ・オープンカフェを通じて、人の交流や憩いの場を提供し、新たな賑わいの創出や回遊性の向上を図ることができた。 ・まちづくり推進機構が都市再生推進法人に指定され、より一層、まちづくり活動の取組を強化していくことが求められることから、官民が一体となった強みを活かせるよう、組織力向上に向けた支援が必要である。 ・オープンカフェ事業については、オリオン通りの治安維持や適正な事業運用を図るため、出店者がルールを遵守する必要がある。 【②今後の取組方針:都心部の活性化に寄与する各種事業展開の支援と団体の自立的かつ安定的な経営基盤の確立】 ・都心部の魅力的な地域資源を生かした事業をはじめ、「第3期中心市街地活性化基本計画」や「都心部まちづくりプラン」に掲げるウォーカブルなまちづくりに寄与する取組や、ライトラインの駅西側への延伸を見据えた勉強会の開催など、魅力と活力ある都心部の形成に寄与する取組を、関係機関、団体等と連携を図りながら支援していく。 ・既存取組の効果検証を踏まえた効果的な事業手法の検討を支援するほか、事業を効率的に取り組めるような組織力向上に向けた支援を検討していく。 ・定期的に出店者会議を開催しルール遵守の徹底を図るとともに、ルールを守らない店舗に対しては指導等を行うなど、まちづくり推進機構等と連携しながら、オープンカフェ事業の適正な運用に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
13	JR宇都宮駅西口周辺地区整備の 推進	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	SDGs 戦略事業	宇都宮の玄関口としてふさわしい都市機能の集積を図るとともに、鉄道やLRT、バスなどの交通手段が連携した誰もが利用しやすい交通環境を創出する。	市民、来訪者及び関係権利者	・駅前広場の再整備と周辺まちづくりの一体的な検討 ・地元まちづくり組織の活動に対する支援等	計画 どおり	75,086	H25		【①昨年度の評価(成果や課題)：魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた検討の推進】 ・官民一体となった駅西口周辺地区の再編に向けて、地区の自治会やまちづくり活動団体、交通事業者、有識者で構成する「懇談会」を立ち上げ、2050年を見据えた将来像やその実現に向けた取組方針などについて意見交換を行い、将来像の共有化を図った。 ・駅前広場整備と連携した周辺民間街区の再編に向けて、関係者との勉強会の開催や個別ヒアリングを行い、関係者の意見や意向を確認しながら、整備手法の検討などを行った。 ・ライトライン西側延伸や市街地再開発事業などの関連事業と連携しながら、駅前広場における交通基盤施設の機能・規模・配置などに関する検討を行った。 ・駅西口周辺地区において、多くの関係者等の意見を伺いながら、官民一体となったまちづくりの方向性を示す「整備方針」や駅前広場の「施設整備計画」を取りまとめるなど、実効性の高い計画を早期に策定する必要がある。 【②今後の取組方針：魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた整備基本計画の策定】 ・まちづくり協議会や周辺民間街区の権利者等と、民間街区における導入機能や整備内容などについて事前調整を行うとともに、「懇談会」において、将来像の実現に向けた意見交換を重ねる。 ・また、ライトライン西側延伸や市街地再開発事業などの取組と連携を図りながら、適宜、学識経験者や交通管理者、交通事業者などの関係機関と協議を行い、駅前広場整備に向けた検討を進め、「駅西口周辺地区整備基本計画」を策定する。	
14	JR宇都宮駅東口地区整備の推進	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	SDGs 戦略事業	都市拠点への高次で多様な都市機能の集積促進	・うつのみやシンフォニー	・複合施設棟②(ハイブランドなホテル)の整備に向けた「うつのみやシンフォニー」との連携強化	計画 より遅 れ	5,419	H16		【①昨年度の評価(成果や課題)：複合施設棟②整備の推進】 ・ハイブランドホテルの整備に向けて、「うつのみやシンフォニー」に働きかけるとともに、施設整備事業者等に対し、参画の意向や条件などを把握するためのヒアリングを行った。 ・ホテル誘致に向けて、進出意向があるホテル運営候補者に対し、本市の魅力をPRするため、ライトラインの乗車体験や、駅東口地区に加え、観光拠点である大谷地区などの現地案内を実施した。 ・うつのみやシンフォニーとの連携強化を図りながら、ホテル事業を組成する事業者を確保する必要がある。 【②今後の取組方針：複合施設棟②整備の推進】 ・引き続き、「うつのみやシンフォニー」と連携し、ホテル整備事業を成立させるため、ホテル運営事業者や施設整備事業者など、ホテル事業を構成する関係者の確保に向けて、建設コストの動向やホテル需要の回復状況、社会情勢について情報収集し、それらを踏まえた施設計画案について検討するとともに、参画の意向や条件などを把握するための事業者ヒアリングなどを行う。	
15	再開発促進事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	SDGs 好循環P 戦略事業	市街地再開発事業を円滑かつ効率的に推進する。	再開発準備組合(バンバ地区、千手・宮島地区)	市街地再開発事業に係る高度な専門知識を有するコンサルタント派遣	計画 どおり	5,417	S57	独自性 トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題)：権利者の合意形成支援】 ・バンバ地区については、文化・歴史・商業による賑わいの拠点に加えて、ライトライン西側延伸を見据えた、地区が果たすべき役割を踏まえた施設計画案や、工事費高騰に対応した資金計画案の検討を支援した。 ・千手・宮島地区については、餃子通りなどの地域資源を活かした、人中心の歩いて楽しい空間の創出に向けて、広場や店舗の配置などの施設計画案の検討を支援した。 ・両地区ともに、市街地再開発事業の事業化に向けて、都心部まちづくりプランに基づく空間づくりなど、魅力ある事業計画の作成や権利者の合意形成に向けた組合への支援を継続する必要がある。 【②今後の取組方針：事業化に向けた準備組合への支援】 事業成立に向けて、小売事業者やマンションデベロッパーなど様々な事業者に参加条件等のヒアリングを実施するとともに、参入需要や保留床の市場価格の分析を行いながら、精度の高い事業計画案を作成するため、引き続き、コンサルタント派遣による支援を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
16	都心部地区まちづくり促進事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	SDGs 好循環P 戦略事業	「都心部まちづくりビジョン」の実現を目指し、まちづくりに貢献する民間開発の促進を図る。	高次都市機能誘導 区域内の土地・建 物の権利者	開発意向のある地区について、専門家の派遣(アドバイザーやコンサルタント派遣)から整備支援(優良建築物等整備事業)などの検討熟度に応じた支援	計画 どおり	40	R5	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):民間開発の機運醸成】 ・民間開発を促進する支援制度について、様々な場面で活用可能なガイドブックとして一体的にとりまとめた「宮の街ナカエキサイト」を公表した。 ・大通り沿線において、市主催による勉強会を開催し、本市まちづくりの考え方の共有に加え、「宮の街ナカエキサイト」による各種支援策等を周知するなど、まちづくりに貢献する民間開発の機運醸成を図った。 ・開発意向のある権利者が開催するまちづくり勉強会等において、建物の老朽化など、地区が抱える課題や地区の将来像を整理・共有するため、再開発プランナーなどの資格を有する専門家派遣を実施した。 ・まちづくりに貢献する民間開発の事業化に向けて、引き続き、技術的な助言等を行う専門家派遣を実施するなど、地区ごとの課題や検討の熟度に応じた支援を行う必要がある。 【②今後の取組方針:民間開発検討の深度化】 ・地区の勉強会において、既存建築物のテナントの活用状況など、権利者の課題認識や建替時期の意向について把握するとともに、都心部の将来のまちづくりのイメージを視覚的に疑似体験できるVRを活用するなど、議論を深めながら、引き続き、民間開発の機運醸成を図る。	
17	宇都宮駅西口南地区市街地再開発事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成	SDGs 好循環P 戦略事業	高次な都市機能の集積や都心居住を促進し、賑わいの創出や安全・安心で快適な市街地を形成する。	宇都宮駅西口南地区市街地再開発組合	・市街地再開発事業の実施に係る補助金の支出 ・職員による事業に対する技術的支援	計画 どおり	280,196	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):補助金の適正な執行】 ・令和6年3月、建築資材・労務費の高騰等に伴う事業計画変更申請について、事業費の精査や法令の確認を行うなど適正に認可した。 ・本体建築工事に対して、工事の進捗や出来高の確認を行うなど、適正に補助金を支出した。 ・本体建築工事について、引き続き、定期的に工事進捗を確認するとともに、建設資材費等の高騰に対する支援について、国の動向を注視しながら追加要求を行うなど財源確保に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:着実な事業実施に向けた支援】 ・本体建築工事について、引き続き、定期的に組合へ進捗を確認し、国・県とも連携して必要な対応を行うなど、着実な事業実施を支援する。	
18	東部土地区画整理事業の推進	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		防災性や利便性の高い安全で快適な居住環境の形成	東部土地区画整理事業の未整備地区内の関係権利者	・未整備地区の特性に応じた整備内容など事業の方向性の検討 ・宇大西地区(平松西エリア、平松町エリア)における地元の機運醸成	計画 どおり	0	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):整備手法などの検討及び地元の機運醸成】 ・未整備地区においては、各地区の現地調査を行い、課題を整理するとともに、事業の方向性を検討した。 ・宇大西地区(平松西エリア)においては、引き続き、地元権利者と地区の課題や整備イメージなどについて意見交換を行い、機運醸成を図った。 ・宇大西地区(平松町エリア)においては、地元の意向などについて自治会長との意見交換を行った。 ・引き続き、未整備地区における具体的な事業の方向性について検討を進めるとともに、地元との意見交換を行いながら、計画的な事業推進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:事業の方向性の整理及び地元の機運醸成】 ・未整備地区における各地区の現状や課題を踏まえ、地区の特性に応じた整備内容などを精査し、事業の方向性を整理する。 ・宇大西地区(平松西エリア)においては、引き続き、地元との意見交換会や個別ヒアリングを行いながら、事業の合意形成に向けて機運醸成を図るとともに、整備内容を検討する。 ・宇大西地区(平松町エリア)においては、地元の機運が高まってきていることから、現状や課題などについて共有を図るための意見交換会の開催に向けて調整を進める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
19	身近な生活圏の公園整備事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		地域コミュニティ形成などの拠点となる緑と憩いの場の創出	市民	地域ニーズを反映させた公園整備	計画 どおり	201,729	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):身近な生活圏の公園整備の推進】 ・ワークショップ等を実施し、地域のニーズを伺いながら、土地区画整理事業と連携した公園整備や居住誘導区域内の公園が不足している地域において、無償借地制度によるコストを抑制した公園整備を実施した。 【②今後の取組方針:市民ニーズを反映させた公園整備】 ・引き続き、地域の特性を的確に捉えながら、ワークショップ等による幅広い市民ニーズを反映させた身近な公園整備を推進する。	
20	公園施設改修事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		市民が安心して利用しやすい公園とするための遊具更新	市民	遊具の更新	計画 どおり	170,457	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な遊具更新の実施】 ・遊具の安全点検結果に基づき、更新する遊具の優先順位を整理し、社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、49公園の遊具更新を実施した。 ・遊具を利用する子どもの安全性の確保が図られるよう、計画的に遊具の更新を進める必要がある。 【②今後の取組方針:計画的な遊具更新の推進】 ・公園利用者の安全確保を図るため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、財源確保に取り組むとともに、遊具の安全点検を確実に実施することにより、遊具の劣化状況や健全度を把握し、遊具の更新を計画的に実施する。	
21	宇都宮公園愛護会支援事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		公園愛護会の新設・育成支援	公園愛護活動に参加する地域団体(自治会・子ども会などの任意団体)	・公園愛護会新設に向けた働きかけ ・既存愛護会へのニーズに応じた活動支援 ・公園愛護会の育成に係る補助金の交付	計画 どおり	3,676	S51		【①昨年度の評価(成果や課題):公園愛護会の設立促進】 ・自治会(4自治会)へ愛護会設立の働きかけを行い、新たに4愛護会が設立された。 ・愛護会活動支援の見直しのため、中核市の愛護会制度の調査・視察(神奈川県相模原市)を実施した。 ・活動活性化においては、活動に合わせたきめ細かな支援が有効であることから、本市の実情に応じた支援メニューの充実を図る必要がある。 ・高齢化等により担い手減少の傾向にあることから、引き続き愛護会活動の有効な支援手法の検討が必要である。 【②今後の取組方針:愛護会普及のための情報発信の強化】 ・愛護会の普及に向け、愛護会の活動情報を広く市民にPRしていくとともに、自治会・企業への愛護会設立の働きかけを継続的に行っていく。 ・愛護会の活動を支援するため、緑化ボランティアなどを活用した樹木や花の管理に関する講習などを実施していく。 ・他市の事例を参考に、本市の事業を検証し、愛護会活動の活性化を図る。	
22	築瀬 土地区画整理事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・工作物等移転 ・道路整備	計画 どおり	145,724	H31		【①昨年度の評価(成果や課題):仮換地指定、工作物等移転及び道路整備の推進】 ・関係権利者の協力を得ながら、計画通りに仮換地指定を実施するとともに、工作物等移転や道路整備などの公共施設整備を計画的に行い、基盤整備を推進した。 ・事業が終盤を迎える中、公共施設未整備箇所については、公共施設の整備改善を行うことで宅地の利用増進など土地区画整理事業の効果を発現するために、関係権利者と粘り強く交渉を行いながら合意形成を図るとともに、様々な手法を用いて事業を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】 ・本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、早期の事業完了に向け、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、仮換地指定を完了させるとともに、工作物等移転や公共施設整備等を計画的かつ効率的に実施し、工事概成を目指すしていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
23	宇都宮大学東南部第1 土地区画整理事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		防災性や利便性の 高い、安全・安心で 快適な居住環境を形 成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び 市民	・換地計画説明、縦覧 ・換地処分通知書発送 ・換地処分	計画 どおり	101,486	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):換地処分にに向けた取組】 ・関係権利者に対して、最終的に確定した面積や清算金などを定めた換地計画を説明し、換地処分を行った。 ・清算金や保留地を登記する上で必要な登録免許税を徴収するために、関係権利者の理解を得る必要がある。 【②今後の取組方針:区画整理登記、清算金の徴収・交付】 ・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、早期の事業完了に向け、関係権利者に区画整理や清算金の仕組みを丁寧に説明し理解を得ながら、計画的に事業を推進する。	
24	宇都宮大学東南部第2 土地区画整理事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		防災性や利便性の 高い、安全・安心で 快適な居住環境を形 成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び 市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画 どおり	1,984,604	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】 ・地区内の骨格を形成する都市計画道路「産業通り」については、完成4車線化に向け、他事業と密に連携・調整しながら重点的に整備を進めてきた。 ・また、仮換地指定や建物移転、道路整備などの公共施設整備を計画的に実施し、基盤整備を推進した。 ・道路ネットワークの形成に重要な「産業通り」と「国道123号」交差点改良及び「宇大南通り」の開通について、引き続き、関係権利者の合意形成を図る必要がある。 ・また、当地区は住宅が密集しており玉突き移転となることから、移転計画や公共施設整備の手法等を適宜見直し、より効率的に事業推進を行えるよう柔軟に対応していく必要がある。 【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】 ・地区内の都市計画道路については、道路ネットワークの形成による交通利便性の向上や防災性の強化に加え、土地利用の増進など、様々な効果が期待できることから、引き続き、「産業通り」は「国道123号」との交差点改良を進め、「宇大南通り」は早期開通に向け建物移転や整備を推進していく。 ・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、住宅密集地における建物移転を円滑に進める。	
25	宇都宮鶴田第2 土地区画整理事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		防災性や利便性の 高い、安全・安心で 快適な居住環境を形 成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び 市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画 どおり	601,240	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】 ・仮換地指定については、関係権利者と交渉を重ね着実な事業推進を図った。 ・関係権利者の協力を得ながら、工作物及び建物移転を進め、道路整備などの公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。 ・事業が終盤を迎える中、公共施設未整備箇所については、公共施設の整備改善を行うことで宅地の利用増進など土地区画整理事業の効果を発現するために、関係権利者と粘り強く交渉を行いながら合意形成を図るとともに、様々な手法を用いて事業を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】 ・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、計画的な保留地処分を実施することで安定的に財源を確保し、建物等移転や公共施設整備を円滑に進める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
26	小幡・清住 土地区画整理事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		防災性や利便性の 高い、安全・安心で 快適な居住環境を形 成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び 市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画 どおり	1,915,035	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】 ・関係権利者の協力を得ながら移転計画に沿った仮換地指定や建物調査などを行うとともに、集団移転に伴う建築物等の移転や道路などの公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。 ・引き続き、関係権利者の協力を得ながら、令和6年度以降の計画的な集団移転の実施に向けた取り組みを推進する必要がある。 【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】 ・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、計画的に事業を推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、年度ごとの移転計画に沿った仮換地指定及び円滑な集団移転を進める。 ・当該地区内の都心環状線については、道路ネットワークの形成による交通利便性の向上が図られるとともに、事業を円滑に推進する上で必要となる公共施設整備であり、更には権利者の建築工事の資機材搬入路となることから、令和7年度中の供用開始に向け優先的に整備を進めていく。	
27	岡本駅西 土地区画整理事業	Ⅵ－12	地域特性を生かした安全 で魅力ある都市空間の 形成		防災性や利便性の 高い、安全・安心で 快適な居住環境を形 成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び 市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画 どおり	1,309,549	H6		【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】 ・関係権利者の協力を得て開通した都市計画道路「岡本駅西線」により、JR岡本駅西口への主要な動線が確保され、駅へのアクセス性や地域内の交通利便性が向上した。 ・土地区画整理事業の効果を発現するために、地区内の都市計画道路の全線供用開始に向け、関係権利者との交渉を粘り強く進めて行く必要がある。 【②今後の取組方針:計画的・効果的な公共施設の整備】 ・安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転を円滑に進める。 ・地区内を南北に縦断し、主要な動線となる都市計画道路の整備により、交通利便性の向上が図られ、土地利用の促進などの効果が期待できることから、都市計画道路「駅西中央通り」の早期供用開始に向け、権利者との交渉や整備工事を進めていく。	
28	木造住宅耐震診断補助金	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづく りの促進		住宅の耐震化促進	昭和56年5月31日 以前の基準で建築 された木造2階建て 以下の一戸建て住 宅を所有する個人	・耐震診断費用の無償 化 ・補強計画策定費用の 一部補助	計画 どおり	5,520	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の見直し・周知啓発の実施】 ・地震から市民の命や財産を守るため、耐震性不明の住宅所有者に対し、耐震診断に係る申請手続きや費用負担の軽減が図られるよう、耐震診断士派遣制度を創設し、耐震診断費用の無償化を実施した。 ・より多くの耐震性不明の住宅所有者に耐震改修の必要性を認識してもらうため、無料で利用できる耐震診断士派遣制度について、様々な媒体を活用した広報を行うほか、戸別訪問やDMなどによる周知活動を継続的に展開していく必要がある。 【②今後の取組方針:派遣制度の利用促進・周知啓発】 ・無料で利用できる耐震診断士派遣制度について、引き続き自治会回覧や広報紙、市HP等により、広く周知を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
29	木造住宅耐震改修補助金	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづくりの促進		住宅の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	・耐震改修等費用の一部補助	計画 どおり	32,198	H19		【①昨年度の評価(成果や課題): 補助制度の活用・周知啓発の実施】 ・「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023」に基づき、自治会回覧や広報紙、市HP等により、耐震化の必要性を広く周知するとともに、旧耐震基準住宅の所有者に対し、耐震普及ローラー作戦(戸別訪問)やDMIによる耐震化の補助制度の周知に取り組んだ。 ・木造住宅が集中する地域において、重点的に普及啓発を行うことに加え、防災ベッドの巡回展示会や自治会等を対象とした耐震出前講座、本庁舎市民ホールでのパネル展などを通して、補助制度を周知しながら、住宅の耐震化を促進していく必要がある。 【②今後の取組方針: 継続的な周知啓発・耐震診断実施者へのフォローアップ】 ・引き続き、改修や建替えの耐震化に対する支援に加え、部分改修や耐震シェルターなどの命を守る方策を展開するため、木造住宅が集中する地域にターゲットを絞った戸別訪問や関係団体と連携した周知活動などに取り組むとともに、耐震診断実施者へのフォローアップを強化することにより、木造住宅の耐震化や安全で安心な住まいづくりを促進していく。	
30	民間建築物アスベスト除去等補助金	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづくりの促進		アスベストの適正処理促進	吹付けアスベストが施工されている民間建築物の所有者	・アスベスト除去等費用の一部補助	計画 どおり	0	H21		【①昨年度の評価(成果や課題): 補助制度の周知】 ・広報紙や市HP等への掲載によりアスベスト補助制度を周知するとともに、建設リサイクル法に基づく届出時や、建築関係団体による研修会において周知活動を行っているが、令和2年度以降、補助実績がないことから、より一層、効果的な普及啓発を行う必要がある。 【②今後の取組方針: 補助制度の周知強化・周知啓発の実施】 ・引き続き、市民の健康被害を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため、アスベストに関する注意喚起や補助制度の周知を強化に取り組んでいく。	
31	ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづくりの促進	好循環P	・拠点形成の促進 (居住誘導区域等への居住誘導) ・人口の獲得	居住誘導区域等に住宅を取得した市内転居者・市外転入者	・住宅取得費の一部補助 ・住宅金融支援機構との連携事業(フラット35の金利優遇)の実施	計画 どおり	111,700	H26		【①昨年度の評価(成果や課題): 居住誘導区域等への居住誘導・人口の獲得】 ・子育て世帯への補助拡充や補助上限額の引き上げなど、補助制度を拡充し、人口が減少する中であっても、本制度の活用促進により、子育て世帯をはじめ、約350世帯(約940人)について、居住誘導区域等への転入・転居を図った。 ・本制度利用者からは補助金が区域等を選ぶキッカケになったとの声が多く寄せられていることから、マイホーム取得者が多い30代～40代の若年層等への周知により、利用を一層促進し、居住誘導区域等への転入・転居を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針: 若年層等による制度利用の促進】 ・居住誘導区域等への転入・転居を促進するため、本補助制度について、不動産事業者等と連携したPRのほか、移住定住相談窓口「miya come(ミヤカム)」や市公式エックス、フェイスブック等の各種媒体を活用し、主たるターゲットである若年層等への効果的な周知などに取り組む。	
32	ようこそ宇都宮へ フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづくりの促進	SDGs 好循環P 戦略事業	・拠点形成の促進 (居住誘導区域への居住誘導) ・人口の獲得	居住誘導区域の賃貸住宅に入居した若年夫婦・子育て世帯、新卒採用者、結婚を希望する女性	家賃の一部補助	計画 どおり	2,090	H17		【①昨年度の評価(成果や課題): 居住誘導区域への居住誘導・人口の獲得】 ・子育て世帯への補助を拡充し、人口が減少する中であっても、本制度の活用促進により、若年夫婦世帯や子育て世帯をはじめ、約20世帯(約50人)について、居住誘導区域への転入・転居を図った。 ・本制度利用者からは補助金が区域等を選ぶキッカケになったとの声が多く寄せられていることから、主たるターゲットである若年層への周知により、利用をより一層促進し、居住誘導区域等への転入・転居を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針: 若年層の制度利用の促進】 ・居住誘導区域への転入・転居を促進するため、本補助制度について、不動産事業者等と連携したPRのほか、移住定住相談窓口「miya come(ミヤカム)」や市公式エックス、フェイスブック等の各種媒体を活用し、主たるターゲットである若年層への効果的な周知などに取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
33	住宅確保要配慮者への支援	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづくりの促進		民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築	住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、子育て世帯等)	住宅確保要配慮者の居住支援	計画どおり	2,542	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):新たな住宅セーフティネットの構築】 ・不動産関係団体や福祉団体、宇都宮市で構成する「宇都宮市居住支援協議会」を10月に設立し、住宅確保要配慮者の住まい探しや、福祉へのつなぎ等の居住支援を実施した。 ・また、セーフティネット専用住宅における家賃等低廉化や見守りサービス料に対する補助制度を創設するとともに、不動産事業者等に対して、居住支援セミナー等を実施した結果、セーフティネット住宅が422戸(うち専用住宅2戸)増加した。 ・今後、高齢単身世帯等の増加により、住宅の確保が困難となる方がより一層増加することが見込まれることから、セーフティネット専用住宅の登録促進に向けた民間賃貸住宅オーナーや不動産事業者の理解促進などに取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:住宅確保要配慮者への円滑・効果的な居住支援やセーフティネット専用住宅の登録促進】 ・住宅確保要配慮者の住まい探し等の居住支援を推進するため、居住支援協議会における令和5年度の相談案件等の評価・分析や住宅市場動向等を踏まえ、不動産関係団体や福祉団体等との協議・調整を図りながら、円滑かつ効果的な入居・生活支援等に取り組む。 ・また、セーフティネット専用住宅の登録促進に向けて、賃貸オーナーの住宅確保要配慮者への賃貸に対する不安解消を図るため、家賃等の低廉化や見守りサービス料に対する補助等の支援制度の周知に取り組むとともに、意識啓発を図るセミナー開催等に取り組む。	
34	市営住宅整備事業	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづくりの促進		住宅セーフティネット機能の中核となる市営住宅の適正かつ合理的な管理	市営住宅の施設・設備	・長寿命化工事等の実施 ・団地再生事業の推進	計画どおり	1,114,367			【①昨年度の評価(成果や課題):市営住宅の機能・性能の向上等】 ・「宇都宮市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住棟の長寿命化工事を実施するなど、安全性や居住性をより長く備える公営住宅ストックの形成を図った。 ・また、団地再生事業の推進に向けて、宝木市営住宅について、住棟の耐震補強工事等を実施し、第1期計画における工事等が概ね完了するとともに、宝木市営住宅第2期及び瑞穂野市営住宅第1期の団地再生計画を策定した。 ・引き続き、住宅セーフティネット機能の中核となる市営住宅について、将来を見据えた適正かつ合理的な管理を推進するため、長寿命化工事や団地再生事業を計画的かつ着実に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:団地再生事業の着実な推進】 ・「宇都宮市公営住宅等長寿命化計画」に基づく長寿命化工事等を着実に実施するほか、宝木及び瑞穂野市営住宅における団地再生事業を推進するため、老朽化2階建住棟の解体に向けて、丁寧な説明を行いながら、入居者の円滑な移転などを推進する。	
35	マンション管理適正化の推進	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづくりの促進		マンション管理の適正化	分譲マンションの管理組合	・マンション管理計画認定制度の運用 ・管理組合によるマンション管理士への相談支援(相談費の一部補助) ・マンション長寿命化促進税制の運用	計画どおり	45	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):マンション管理適正化に向けた更なる支援制度の構築】 ・「マンション管理計画認定制度」や「マンション管理士相談支援事業補助金」、「マンション長寿命化促進税制」の創設など、管理適正化に向けた支援制度を拡充し、管理組合において、補助制度を活用し、マンション管理士に対して、管理運営に関する相談が行われるなど、管理適正化に向けた取組が実施された。 ・今後、高経年マンションが急増することから、管理組合における管理適正化に向けた自主的な取組を促すため、各種支援制度の利用を促進していく必要がある。 【②今後の取組方針:管理組合の意識啓発及び制度利用の促進】 ・管理組合による自主的なマンション管理の適正化の促進に向けて、管理組合の意識啓発に取り組むとともに、令和5年度に創設した「マンション管理計画認定制度」や「マンション管理士相談支援事業補助金」、「マンション長寿命化促進税制」等の周知などに取り組む。	
36	住宅改修事業費補助金	Ⅵ－12	安心で快適な住まいづくりの促進		・良質な住宅ストックの形成 ・既存住宅の快適な住生活の実現	既存住宅の機能・性能の向上を図る改修工事を行う市民	住宅改修費の一部補助	計画どおり	36,434	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):既存住宅の断熱化やバリアフリー化等の促進】 ・本制度を活用し、既存住宅約380戸において、浴室のバリアフリー化や窓・外壁等の断熱化等の改修工事が実施され、既存住宅の機能・性能の向上が図られた。 ・バリアフリー化や断熱化が実施された既存住宅が、それぞれ5割程度に留まっており、超高齢社会や脱炭素社会の構築に資する、快適な住環境の創出に向けて、既存住宅の機能・性能の向上を促進していく必要がある。 【②今後の取組方針:既存住宅の機能・性能の向上に向けた制度利用の促進】 ・既存住宅の機能・性能の向上に向けて、施工業者等と連携や協力を図るとともに、広報紙などの各種媒体を活用した効果的な周知などに取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
37	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	Ⅵ－12	安心して快適な住まいづくりの促進		・高齢者の居住の安定確保	サービス付き高齢者向け住宅を供給する事業者	・整備費の一部補助 ・登録基準(床面積)の緩和 ・固定資産税の減額免	計画どおり	118,300	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等】 ・本制度を活用し、サービス付き高齢者向け住宅が居住誘導区域内に51戸(1施設)整備されたほか、今後の整備に向けて約100戸の登録が行われ、また、既存施設の適正な運用を促進するための定期検査等を実施するなど、高齢者の居住の安定確保を図った。 ・超高齢社会が進展する中、高齢者の居住の安定確保に向けて、引き続き、サービス付き高齢者向け住宅の増加や施設の適正な運用を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:事業者に対する制度周知】 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に向けて、整備費補助や固定資産税の減免などの支援制度について、ダイレクトメール等の各種媒体を活用しながら、事業者への効果的な周知などに取り組む。	
38	空き家等対策推進事業	Ⅵ－12	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	空き家の発生抑制や管理不全解消、活用促進	市民・空き家所有者等	・管理意識啓発に係る情報提供 ・管理不全な状態の解消に向けた法や条例に基づく指導等の実施 ・協力事業者の紹介などの「紹介業務」の実施(官民連携事業) ・空き家等に関する啓発などの「情報発信業務」の実施(官民連携事業)	計画どおり	3,879	H24		【①昨年度の評価(成果や課題):管理不全な空き家等の解消及び官民連携事業の推進】 ・持ち家を所有する75歳ひとり暮らし高齢者に意向調査票を送付し、希望者に訪問調査を実施し、情報提供や助言を行い、所有者の管理意識の向上を図ることができた。 ・法や条例に基づく指導等において、指導した管理不全な空き家等のうち、空き家については48%、空き地については33%(暫定値)の問題を解決するとともに、相続人が不存在の空き家に対して相続財産管理制度を適用するなど、管理不全な空き家等の解消を図った。 ・官民連携事業である「協力事業者紹介業務」においては、令和4年度を超える175件の相談が寄せられ、40件が成約したほか、空き家を居住以外の用途として活用するモデル事業の実施に向けた意見交換等を行った。また、「情報発信業務」においては、「空き家・空き地活用バンク」による物件の情報発信に取り組んだほか、空き家を活用したい人材の確保や育成を図るため、空き家の活用に必要な知識や技能を体系的に学習できる機会を提供する「空き家の学校」を、令和4年度に引き続き開催するなど、官民連携事業を着実に推進した。 ・一方で、空き家の総数は増加していることや、所有者等が高齢者などで身体的・経済的な理由などにより、所有者自身による解決が困難な空き家等や不動産市場での流通が難しい未接道などの空き家等への対応が課題となっていることから、取組の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:第2次空き家等対策計画に基づく施策の推進】 ・第2次宇都宮市空き家等対策計画の方針の下、引き続き、各種啓発事業に取り組むほか、空き家等の発生予防のため、引き続き、持ち家を所有するひとり暮らし高齢者に対して、生前のうちから将来の持ち家の管理や活用等の意向に応じた情報提供等に取り組む。 ・管理不全な状態の解消に向け、引き続き、空家特措法改正を踏まえた、法や条例に基づく指導等を円滑に実施するとともに、各種補助金の周知や財産管理制度の活用に取り組む。 ・活用促進については、引き続き、「空き家・空き地活用バンク」等による情報発信に取り組むとともに、空き家を子ども食堂などの居住以外の用途に利用するモデル事業を実施するなど、「宇都宮空き家会議」や関係課と連携し、官民連携事業を推進していく。	
39	空き家等対策地域活動費補助金	Ⅵ－12	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	地域が取り組む空き家対策等活動の支援	地域活動団体	・補助金の交付 〔発生抑制活動及び適正管理活動〕 10万円を上限に補助 〔有効活用活動〕 40万円を上限に補助	計画どおり	900	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):空き家等対策に取り組む地域活動団体への支援実施】 ・発生抑制活動について、「住まいの終活」セミナーの開催や空き家の実態調査など地域住民による空き家の啓発活動を支援することができた。 ・有効活用活動について、空き家を活用した地域住民の居場所作りなど地域による主体的な空き家等対策の活動を支援することができた。 ・地域が空き家等の所有者に同意を得た樹木や生垣の剪定、草刈りを行う適正管理活動等などでも利用促進が図られるよう、制度の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:地域活動団体への制度周知】 ・宇都宮市自治会連合会や地域まちづくり組織における会議の場などにおいて、制度の活用事例などを示しながら、引き続き制度の周知に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
40	空き家等対策補助金	Ⅵ－12	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	・危険な空き家の除却促進 ・地域活性化に資する用途への空き家の活用促進	〔老朽危険空き家除却費補助金〕 空き家所有者等	・補助金の交付 〔老朽危険空き家除却費補助金〕 補助率3分の2で上限70万円を補助 〔再生支援事業補助金〕 地域活動団体、法人、個人	計画 どおり	9,470	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):空き家等対策補助金の交付】 ・「老朽危険空き家除却費補助金」については、令和5年度は、38件の事前申請を受け、そのうち、現地調査の結果、危険な状態と判定した空き家16件の除却に対し補助金を交付した。 ・危険な空き家の除却や空き家の活用により空き家の解消に繋がるよう、さらなる制度の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:相談者等への制度周知】 ・広報紙、空き家会議通信及び市のホームページにおいて広報するとともに、危険な空き家の除却や空き家の活用について問い合わせのある相談者に対し、補助金の利用を案内するなど、制度の周知に努めていく。	
41	河川環境保全事業	Ⅵ－12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出		河川環境保全活動の推進	市内全域の市民	・河川愛護活動への支援 ・基金を利用した市民参加イベントの実施 ・イベント補助金の交付	計画 どおり	3,191	H3		【①昨年度の評価(成果や課題):河川環境保全維持に向けた支援】 ・河川愛護団体(50団体)が実施する市内18河川の除草・清掃活動に補助金を交付するとともに、愛護会が実施する、活動への魅力向上や新たな担い手確保のためのイベント開催への支援を行った。 ・「J川の日クリーン作戦」や「水辺で乾杯」イベントを開催し、参加者に対し河川環境保全意識の普及啓発を図った。 ・PRチラシの発行、市役所本庁舎内での河川愛護活動のパネル展示や商業施設におけるオープンハウスの実施により、市民が主体となった活動の普及啓発を図った。 ・良好な河川環境の保全や市民の環境保全意識の醸成に取り組むとともに持続可能な河川愛護活動の継続に向けて、担い手不足を解消する必要がある。 【②今後の取組方針:河川環境保全活動の活性化の推進】 ・市民の河川環境への関心や河川愛護意識の醸成を図るため、引き続き、イベント開催への支援のほか、商業施設におけるオープンハウス等、あらゆる機会を活用した普及啓発活動の充実を図る。 ・河川愛護会メンバーの高齢化が進む中、今後とも市民参加による愛護活動を継続させていくため、愛護団体と連携を図りながら新たな担い手の発掘・育成に取り組む。	
42	魅力ある都市景観づくりの推進	Ⅵ－12	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出	SDGs 好循環P 戦略事業	良好な景観形成の推進	・市民・事業者・行政	・景観形成重点地区指定等に向けた取組の推進	計画 どおり	4,298	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):景観形成重点地区等の指定に向けた意見交換等の実施】 ・鬼怒通り(駅東地区:駅東側～国道4号)については、景観形成重点地区の新規指定に向け、地元住民や事業者などで組織する景観づくり推進協議会において、景観づくり指針の検討を進めるとともに、景観づくり活動として、ライトラインの開業に合わせ、鬼怒通り沿道に花苗プランターの設置や建物のライトアップを実施した。 ・JR宇都宮駅西側については、景観形成重点地区の駅西口周辺地区の新規指定と大通り地区の改定に向け、都心部まちづくりプランなど関連する施策と連携し、良好な景観形成を推進するため、令和5年9月に「都心部の景観形成の手引き」を策定し誘導を開始するとともに、課題整理に向けた建築物等の実態調査を実施した。 ・釜川周辺地区については、景観形成重点地区の新規指定に向け、地元の景観づくり活動の整理や活動の方向性、景観づくりに向けた今後の進め方などについて、景観づくり推進協議会において意見交換を実施した。 ・景観まちづくりは、地元住民等の協力により景観を育むものであることから、景観形成地区指定等に向けた検討を進めるうえで、景観づくり推進協議会や地元住民、沿線事業者などと意見交換を行い、合意形成を図りながら取組を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:魅力ある都市景観の形成に向けた取組の推進】 ・鬼怒通り(駅東地区)については、景観づくり推進協議会において、景観づくり指針を策定したうえで、景観づくり推進協議会や地元住民、沿線事業者の意見を踏まえ、景観形成基準等の検討を行い、年度内の景観形成重点地区の指定に向けた取り組みを着実に推進する。 ・JR宇都宮駅(駅西口周辺地区・大通り地区)については、JR宇都宮駅周辺地区整備基本計画やライトライン西側延伸の検討状況を踏まえ、景観づくり推進協議会等において、景観づくり指針(案)や景観形成基準(案)などについて意見交換を行う。 ・釜川周辺地区については、釜川の魅力を活かした賑わいづくりとして、まちづくりと景観づくりを関係課と連携し、景観づくり推進協議会などにおいて一体的に議論するとともに、引き続き、景観形成重点地区の指定に向けた検討を進めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
43	地域の景観づくり組織等への支援	Ⅵ－12	緑豊かで魅力ある都市 景観の保全・創出	SDGs 好循環P 戦略事業	地域特性を活かした 魅力ある都市景観づ くりの推進	・景観形成重点地 区等の指定を目指 す団体、又は景観 形成重点地区内の 市民・事業者、大谷 石建築物の所有者	・景観づくりを実施する 関係団体等への支援 ・大谷石建築物等の保 全・活用への支援	計画 どおり	1,811	活動交 付金・ 整備費 補助金 H21 まちな み景観 保全補 助金 R3		【①昨年度の評価(成果や課題): 支援制度活用に向けた取組の実施】 ・活動費交付金については、景観形成重点地区等の指定を目指す鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会と連携し、ライトラインの開業に合わせた地域の魅力を高める景観づくり活動に対する支援を実施した。 ・整備費補助金については、市ホームページなどを活用し、制度を周知したことにより、地域特性を活かした魅力ある都市景観づくりに向けた景観整備(屋外広告物の改修等)に対する支援を実施した。 ・大谷石建築物等の保全・活用については、大谷地区の所有者等に個別訪問を行い、まちなみ景観保全補助金やライトアップ機材貸出について周知を行った。 ・景観に関する補助金等による支援については、各種制度が活用されるよう、制度の見直しや、関係団体や所有者などに対する継続的な周知啓発に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 支援制度の活用促進と見直しの検討】 ・活動費交付金については、景観形成重点地区指定後も継続的・効果的に景観づくり活動が行えるよう、制度の見直し検討を進めていく。 ・整備費補助金については、景観形成重点地区の駅西口周辺地区の新規指定や大通り地区の改定と併せて、修景工事に対する支援が行えるよう、制度の見直し検討を進めていく。 ・大谷石建築物等の保全・活用への支援については、大谷石建築物の修繕やライトアップ等の支援制度を市ホームページや所有者等への個別訪問において周知啓発する中で、写真などを効果的に活用し、制度への理解を深めてもらい、大谷石のある魅力的な景観形成の促進に取り組んでいく。	
44	景観啓発事業の推進	Ⅵ－12	緑豊かで魅力ある都市 景観の保全・創出		市民の景観に対する 意識の高揚と主体的 な取組の促進	・市民・事業者	・景観啓発事業の推進 ・景観の学習機会等の 提供	計画 どおり	450	景観賞 H4 百景 H14		【①昨年度の評価(成果や課題): 効果的な周知・啓発の実施】 ・宇都宮市まちなみ景観賞については、令和6年度の表彰に向け、ポスターの掲示やSNSによる発信のほか、十分な周知期間を確保するため、募集期間を1年に延長した。 ・「うつのみや百景」事業については、出前講座やパネル展示を適宜実施したほか、うつのみや百景ツアーにおいて、新たなまちの魅力となるライトラインでの移動や、プロカメラマンによる良い風景写真を撮るためのレクチャーなど、新たなツアーを取り入れることで、景観に対する意識の高揚を図った。 ・これまで景観啓発事業に参加する機会が少なかった若年層を含めた幅広い世代が参加し、景観に対する意識付けや高揚をより一層図る「宇都宮まちアルバム」事業の取組を推進するため、効果的な周知・運用方法などを検討する必要がある。 【②今後の取組方針: 事業の充実と効果的な啓発】 ・「令和6年度まちなみ景観賞」の表彰に向けた周知啓発を引き続き行うとともに、表彰に合わせた講演会やパネル展示、出前講座等、受賞作品を活用した効果的な景観啓発活動に取り組む。 ・うつのみや百景ツアーについては引き続き「まちなみ景観賞」やライトライン等、各種事業と連携したツアーを企画し、景観に対する意識の高揚に取り組む。 ・若者をはじめとした市民自らが宇都宮の好きな風景を直接SNSに投稿し、共感してもらう「宇都宮まちアルバム」事業を試行的に運用するとともに、投稿された写真の活用手法や、インフルエンサーとの連携など、効果的な景観意識醸成のための検討を行う。	
45	里山・樹林地の保全・活用	Ⅵ－12	緑豊かで魅力ある都市 景観の保全・創出	SDGs 好循環P	都市緑地の適正な保 全・活用の推進	・都市緑地 約59.0ha 【内訳】 戸祭山緑地 約26.0ha 鶴田沼緑地 30.9ha 上戸祭緑地 約2.1ha	・公有地化した緑地の適 切な維持管理 ・未取得用地の計画的 な取得 ・市民が自然とふれあ う場としての活用促進	計画 どおり	489,961	H元		【①昨年度の評価(成果や課題): 都市緑地の保全・活用】 ・公有地化した緑地について計画的・効果的な維持管理を行うとともに、鶴田沼緑地の未取得用地を取得した。 ・(公財)グリーントラストうつのみやと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として、緑地を活用した。 ・鶴田沼緑地において、専門家による自然環境調査を実施し、自然環境の現状を把握するとともに、調査結果を基に自然環境アドバイザー等の意見を伺い、環境改善対策を検討した。 【②今後の取組方針: 都市緑地の保全・活用及び未取得用地の計画的な取得等】 ・都市緑地として公有地化したままとまりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、(公財)グリーントラストうつのみやと連携しながら、保全・活用していく。 ・鶴田沼緑地を市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、国庫補助金を活用し、未取得用地の計画的な取得と必要な整備を進めるとともに、貴重な自然環境を保全できるよう環境改善対策を実施する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
46	都市緑化の推進	VI－12	緑豊かで魅力ある都市 景観の保全・創出		市民・事業者に対する都市緑化の普及啓発と市民協働による緑空間の創出	・市民、事業者 ・民有地、公有地、公共公益施設	・市民・事業者・行政の協働による花いっぱい のまちづくりの促進	計画 どおり	4,479	S60		【①昨年度の評価(成果や課題)：まちなかの緑の充実及び緑化ボランティアの主体的な緑化活動への支援】 ・民有地の緑化推進については、市民に対し記念樹を贈ることで緑化の意識啓発を図るとともに、花苗配布により地域における緑化活動の支援を実施した。 ・中心市街地の緑化推進については、関係機関・団体等との連携を密にし、公共施設や公共的な空間を有する民間施設等において、緑空間を創出するとともに、都市緑化に対する市民意識の高揚を図った。 ・中心市街地おいて、さらなる華やかな空間の創出や回遊性の向上等を図るため、年間を通して「質の高い緑」を維持することにより、より一層のまちなかの緑の充実に努める必要がある。 ・NCCの形成に向けて政策的に居住や都市機能の誘導を進めていく中で、まちづくりと連動して、賑わいや居心地の良さを向上させる人の目に見える緑を効果的に配置・創出する必要がある。 【②今後の取組方針：まちなかの質の高い緑の充実及び緑化ボランティアの主体的な活動への更なる支援】 ・ハンギングバスケットの設置時期を見直すなど、関係団体等と連携・調整を図りながら年間を通して各種事業に取り組む。 ・年間を通した華やかな空間が確保されるよう、福祉施設等との調整・検討を行う。 ・市民や事業者等に、効果的な緑の配置方法、緑化の手法、メンテナンスのしやすさや宇都宮らしい樹種などを共有し、質の高い緑化を誘導するために、緑化ガイドラインを取りまとめ、運用を開始する。	
47	緑化推進及び緑地保全団体への支援	VI－12	緑豊かで魅力ある都市 景観の保全・創出		団体と連携した都市緑化及び緑地保全の推進	・宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会 ・(公財)グリーントラストうつのみや	・花と緑の普及啓発を目的とする団体及び緑豊かなまちづくりを目的とする公益財団への活動費補助	計画 どおり	9,394	花緑 H13 GT H3		【①昨年度の評価(成果や課題)：緑関連団体の支援】 ・花と緑のまちづくり推進協議会においては、「花いっぱい協賛事業」「福祉施設花苗生産・提供事業」などの各種事業を実施するとともに、協議会会員との連携による「ハンギングバスケット大作戦」などの実施により、都市緑化に取り組んだ。 ・同協議会において、令和5年度に新設した「賛助会員」では、関係団体等への依頼により当初の想定を上回る会員(3月末22者)を獲得したことで、協議会の充実した運営を支援し、緑化の普及促進を図った。 ・(公財)グリーントラストうつのみやにおいては、市内4か所の保全樹林地等において、各ボランティアグループが里山の維持管理を実施するとともに、小学生等を対象とした自然学習や、里山の循環型農業体験など、自然の大切さについての普及啓発に努めた。 ・同法人と連携し、ボランティアの活動に係る知識の向上やボランティア間の相互の交流を図るとともに、企業との協定に基づく戸祭山緑地の未着手エリアでの保全活動を実施した。 ・また、新たな連携に向けて企業への働きかけや各樹林地周辺自治会への活動周知などにより、充実した財団運営への支援や緑地保全活動のさらなる充実、会員・ボランティアの拡大に向けて取り組んだ。 ・両団体ともに、引き続き、法人・賛助会員の獲得に向けて企業への働きかけを行うなど、自主財源のさらなる確保に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：緑関連団体の支援強化】 ・花と緑のまちづくり推進協議会について、グリーントラストうつのみやなどの関係団体と連携しながら協議会活動のPRIに取り組み、会員や資器材など各種支援の獲得に努める。 ・(公財)グリーントラストうつのみやについて、会員・ボランティアの増加に向けて、昨年度から実施している「宇都宮まちづくり貢献企業」へのパンフレット等の送付や、樹林地周辺企業の訪問を継続して実施する企業等への働きかけにより、会員としての参画やボランティア活動への参加などを促す。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
48	緑化知識の普及啓発	Ⅵ－12	緑豊かで魅力ある都市 景観の保全・創出		地域及び市民の緑 化活動の促進	・市民	・緑化知識の普及啓発 のための各種緑化講習 会の実施	計画 どおり	1,645	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):講習会開催通及び受講者数の増】 ・「緑化講習会」において、市民への緑化知識のさらなる普及啓発に取り組むため、各地区市民センターだけでなく、民間のガーデニング教室などで周知を図ったことにより、受講者数の増加に繋がった。 ・未来の緑化活動の担い手となる小学生を対象に実施する「移動緑化講習会」については、楽しみながら花や緑への興味・関心を持つ機会を提供し、知識の習得を図った。 ・市民への普及啓発に向けて、各種講習会のさらなる周知に努めていく必要がある。 ・緑化ボランティア養成講座を実施し、新たな地域等での緑化活動を行える人材を育成した。 ・地域で実施する植栽への支援など、緑化ボランティアの活動機会の充実に努めるとともに、「交流・研修会」においてワークショップを実施し、主体的に緑化活動を行えるよう支援した。 ・緑化ボランティアの積極的な緑化活動を支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:各種講習会の継続】 ・引き続き、地域・市民主体の緑化活動の促進に向けて、SNS等を活用するなど講習会のさらなる周知に取り組む。 ・緑化講習会については、その一部を公園愛護会の会員のスキルアップの場として活用できるように検討する。 ・緑化ボランティアとしての知識・技術の習得に加え、活動への更なる意識醸成に取り組みながら、地域でのリーダーとして活躍できるよう「交流・研修会」などを活用し、活動の活性化を図る。	
49	宇都宮市森づくり活動推進事業	Ⅵ－12	緑豊かで魅力ある都市 景観の保全・創出		市民に対する緑地保 全と緑化に係る普及 啓発	・市内で森づくり等 を目的に活動する 法人	・市民を対象に実施す る、緑地保全・緑化普及 啓発を目的とした森づく り活動事業に対する補助	計画 どおり	340	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):基金を活用した普及啓発の促進】 ・「宇都宮市森林環境基金」を原資として、緑地保全等に係る活動を市内で精力的に行っている(公財)グリーントラストうつのみによる、散策者が現在地や経路を把握できるQRコード付き看板等の制作を支援し、緑地・樹林地の普及啓発を促進した。 【②今後の取組方針:基金を活用した効果的な普及啓発の促進・支援】 ・みどり豊かな環境を将来に引き継いでいくため、緑地の保全や市民に対する普及啓発を図ることができるよう、引き続き、市内で森づくり活動等を実施する法人に対する募集を行う。 ・緑と身近にふれあえる場や機会を増やすため、緑地の保全や緑化の普及啓発に取り組む交付団体の活動を支援していく。	
50	宇都宮市花と緑のフェスティバル うつのみや交付金	Ⅵ－12	緑豊かで魅力ある都市 景観の保全・創出		市民に対する緑化の 普及啓発と緑化意識 の高揚	・宇都宮市花と緑の まちづくり推進協議 会	・「花と緑のフェスティバ ル」を実施するための交 付金を交付	計画 どおり	2,548	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):オリオンスクエアをメイン会場とした華やかな空間の創出】 ・令和5年度の「花と緑のフェスティバル」では、「ステージイベント(10/7)」、「花と緑のウォークラリー(10/1～10/15)」、「Myガーデンコンテスト(9/1～10/31)」を実施した。 ・「ステージイベント」は、初めてオリオンスクエアを会場として開催し、会場をコミュニティランターやスタンディングバスケットなどで華やかに装飾した。 ・「花と緑のウォークラリー」では、6箇所のチェックポイントと、その動線区間をミニガーデンなどで装飾することで、参加者が花と緑に親しみながら楽しむことができる空間を創出した。 ・「Myガーデンコンテスト」については、市民が自身で彩ったガーデンの写真をSNS等で募集し、協議会のホームページやSNSで発表することで、効果的な緑化の普及啓発と緑化意識の高揚を図った。 ・企業への働きかけにより、昨年度以上の協賛金を獲得することができたところであるが、引き続き、安定的な協賛金の獲得に向けて働きかけを継続していく必要がある。 【②今後の取組方針:中心市街地を活用した市民の緑豊かなまちづくりへの意識の更なる高揚】 ・市民のさらなる緑化意識の醸成に向けて、地域や団体と連携しながら、まちなかの回遊性に寄与する効果的な緑化推進を図り、市民に対する意識高揚に取り組む。 ・中心市街地で開催することで、効果的に多くの市民への緑化意識の高揚が図られ、緑化活動の促進に繋げることができることから、引き続き、企業からの協賛等の確保に努め実施する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
51	広報事業 (セミナー・イベント等の実施)	Ⅵ－12	質の高い上下水道サー ビスの提供		上下水道事業全般 のPR	市民	お届けセミナー、サマー セミナー、水道週間、下 水道いろいろコンクー ル、PRグッズの製作・配 付	計画 どおり	277	S34		【①昨年度の評価(成果や課題):セミナーの実施】 ・令和4年度は感染症拡大の影響を受け、開催を中止したサマーセミナーだが、令和5年度は61名と、多くの児童・保護者が参加した。 ・また、「お届けセミナー(出前講座)」については、過去5年間で最多の申込数があり、45校で講義を実施するなど、子どもたちの上下水道事業に対する理解・関心を深めることができた。 ・各種イベント出展時に、新たに作成したライトラインラベル泉水を用いて、多くの来場者においしい水をPRすることができた。 【②今後の取組方針:体験型イベントによる広報活動の拡充及び効果的な広報活動の継続】 ・体験型市民向けイベントを開催するとともに、効果的な広報活動を継続することで、上下水道事業に対する理解・関心を深めるような広報活動を行っていく。 ・泉水の新ラベルを作成するとともに、各種イベントに出展時に新ラベル泉水を用いて、おいしい水のPRを行っていく。	
52	広報事業 (広報紙やSNS等の活用)	Ⅵ－12	質の高い上下水道サー ビスの提供		上下水道事業等に関 する周知・啓発	市民	上下水道事業に関する 情報の提供	計画 どおり	16,537	S62		【①昨年度の評価(成果や課題):事業等に関する周知・啓発】 ・広報紙については、お客様に興味・関心を持ってもらえるよう、写真やイラストを多用した特集記事を掲載するなど、分かりやすい紙面づくりに努めたほか、市内の様々なデジタルサイネージ・大型モニターにて、広報用PR動画を放映することにより、水道水のおいしさや下水道の役割の重要性などを多くのお客様に発信することができた。 ・上下水道事業のイメージアップだけではなく、今後の事業運営に対するお客様への理解を深めていただくよう、戦略的な広報活動を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:戦略的な広報活動の推進】 ・広報紙やホームページ、SNS等に加えて、新たな動画や給水スポットなどを活用しながら、水道水のおいしさのPRや上下水道事業の情報発信を目的・ターゲットを絞るなど、戦略的に推進していく。	
53	広聴事業 (懇話会の開催とアンケート実施)	Ⅵ－12	質の高い上下水道サー ビスの提供		上下水道事業の理 解促進と顧客ニーズ の把握	市民	懇話会の開催 「宮の水サポーター」へ のアンケート実施 通年型アンケートの実施	計画 どおり	171	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):懇話会などの開催による意見聴取】 ・懇話会の開催や「宮の水サポーター」へのアンケート実施を通して、上下水道事業に対する意見聴取をすることができた。 ・お客様満足度の向上に繋がるよう、局に寄せられる様々な声を収集・蓄積し、分析を行いながら、各種事業に反映させていく必要がある。 ・今後の経営の参考とするためには、より多くの御意見を聴取する必要がある。 【②今後の取組方針:双方向コミュニケーションの確立】 ・懇話会や「宮の水サポーター」を通じて、上下水道事業に対する意見聴取を継続するとともに、現場で受け付けたお客様、事業者等からの声を分析できるよう局内組織である「広報公聴委員会」を効果的に活用する。 ・また、「宮の水」サポーターへのアンケートにおいて要望のあったサポーターへの各種イベントの情報提供などの具体的な取組を着実に進めていく。 ・より多くの御意見を頂ける仕組みを検討していく。	
54	水道未加入者の加入促進	Ⅵ－12	質の高い上下水道サー ビスの提供		安全・安心な水道水 の供給	給水区域内の水道 未加入者	戸別訪問等による加入 勧奨	計画 どおり	92	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):戸別訪問による加入促進の実施】 ・加入確約期限(1年)を経過した未加入世帯に対し、早期の加入指導を実施し、新たな未加入世帯を抑制するとともに、年間を通した戸別訪問を継続的に実施したことにより、面接できた人の2割以上が加入に前向きな検討を約束した。 ・水道水の検査項目と井戸水の検査項目の比較を示すなどして、水道の安全性を具体的に説明するとともに、井戸枯れが発生した地区の未加入者に対して重点的に加入促進を行った。 ・未加入世帯の多くは井戸水を利用し、水道を必要と考えていないことから、未加入世帯への理解促進を図ることが必要がある。 【②今後の取組方針:継続した加入促進の徹底】 ・現在の取組が一定の成果をあげていることから、引き続き、加入確約期限(1年)を経過した未加入世帯に対して加入促進を徹底するとともに、未加入世帯に対して、水道の優位性などを積極的にアピールし、加入への理解促進を図る。 ・井戸枯れなど、地下水の利用に不安を感じている未加入世帯を重点的に訪問し、加入促進を図る。 ・引き続き、戸別訪問の結果等を分析し、より効果的・効率的な加入促進策の検討を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
55	下水道未接続者の接続促進	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		公共用水域の水質保全	下水道整備区域内の下水道未接続者(建物所有者)	戸別訪問等による接続指導	計画 どおり	159	S40		【①昨年度の評価(成果や課題):戸別訪問による接続指導の実施】 ・新規整備地区居住世帯に対する工事前説明の徹底や、浄化槽の使用などにより、接続しない世帯に対する年間を通した戸別訪問を継続的に実施したことにより、面接できた人の約2割が接続に前向きな検討を約束した。 ・浄化槽等の故障や維持管理を理由に接続する世帯が多かったことから、長期間浄化槽を使用している世帯に対して重点的に接続促進を行った。 ・金銭的な負担を理由に接続しない世帯が多いことから、無利子の融資あっせん制度を説明するとともに、地域の排水設備指定工事店を複数紹介し、下水道接続を具体的に検討する最初のステップである見積徴取を勧めた。 ・浄化槽使用世帯は既に排水処理ができており、下水道の接続指導を受け入れてもらえないことから、浄化槽利用世帯に対して接続のメリットを具体的に説明し、指導することが必要である。 【②今後の取組方針:継続した接続指導の徹底】 ・引き続き、新規整備地区居住世帯への工事前説明により、新たな未接続世帯を発生させない取組を徹底するとともに、未接続世帯に対して、接続のメリット等を具体的に説明し、接続指導する。 ・浄化槽の使用年数が15年以上経過した未接続世帯を重点的に接続指導を行うとともに、臭気等の環境苦情の発生元となることが多い、汲み取りトイレや単独浄化槽を使用している世帯を重点的に訪問指導するなど、接続促進を図る。 ・引き続き、見積徴取を勧めるとともに、戸別訪問の結果等を分析し、より効果的・効率的な接続促進策の検討を行う。	
56	水道料金等徴収業務	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		水道料金等収益の確保と料金負担の公平性遵守	上下水道利用者	・督促状の発布 ・訪問催告 ・給水停止 など	計画 通り	391,600	T5	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):高い収納率の維持・向上】 ・厳格な給水停止の執行に加え、預貯金照会電子化サービスの利用により財産調査の効率化を図り、滞納処分を確実に行った。また未達郵便物の調査により無届転居等を早期発見し、未収金の発生防止に努めた。 ・また、スマートフォンアプリによる納付サービスや、口座振替のPRなどにより、納期限内納付を推進した。 【②今後の取組方針:未収金の滞納処分の強化】 ・回収不納債権の整理及び徴収停止や分納誓約書等の適切な管理により、居所不明及び低所得者への対応を強化する。 ・回収困難な債権に対する収納対策として、財産調査の早期着手、差押の実施等、滞納処分の強化に取り組み、高い収納率の維持・向上に努める。 ・クレジットカード納付の導入等、納付機会の拡大により納期限内納付を推進する。	
57	直結給水の推進	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		おいしい水道水の供給	3階建て以上の直結給水が可能な建物所有者	直結給水への切替促進	計画 どおり	99	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):直結給水の切替促進】 宇都宮市や上下水道局の広報紙や上下水道局ホームページへの掲載、小規模貯水槽設置者へのパンフレット配布等により、直結給水の推進を図ることができた。 【②今後の取組方針:直結給水の切替促進】 ・直結給水の更なる利用促進のため、引き続きPR活動を実施していく。 ・3階建て建築物直結給水施行基準や、直結増圧式給水施行基準の見直しなどの検討を行う。	
58	事業者の指導等の充実	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		事業者との連携による質の高いサービスの提供	・指定給水装置工事業業者 ・排水設備指定工事店	給排水設備工事の申請・施工の注意点(法令順守の徹底等)の周知・情報提供及び施工に係る適正な検査・指導	計画 どおり	0	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):事業者の指導等】 ・工事申請時の指導や事務連絡会での説明により、申請から工事完了まで円滑な業務遂行ができた。 ・事務連絡会において、指定店へ施工の注意点などの周知を行った。 ・給水設備工事の資格試験に係る講習会に講師派遣を行い、事業者の技術力の向上が図れるように努めた。 ・給水装置工事申請書様式の栃木県内の標準化様式を作成し、事務改善を行った。 【②今後の取組方針:事業者の指導等の継続】 ・引き続き、工事申請時や事務連絡会での説明内容を充実させ、適切な指導を実施することで、事業者の技術力向上を図っていく。 ・給水設備工事に係る講習会への講師派遣などの機会を通じて、事業者の技術力の向上が図れるよう努めていく。 ・給水装置工事申請書における図面記入要領の栃木県内統一について検討を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
59	上水道施設の耐震化	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供	SDGs	災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する。	・水道利用者 ・水道施設	基幹施設や基幹管路の耐震化	計画 どおり	204,600	H19		【①昨年度の評価(成果や課題): 基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】 松田新田浄水場急速ろ過池や導水管などの耐震化を行った。 【②今後の取組方針: 耐震化の計画的な推進】 地震時においても、避難所や病院などへの水道水の供給を確保するため、引き続き、松田新田浄水場の耐震化を進めていくとともに、第2期水道施設耐震化整備計画に基づき、白沢浄水場導水管や松田水系における配水本管(φ1350mm)、今里配水場などの耐震化を進めていく。	
60	漏水調査	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供	戦略事業	漏水を早期発見・早期修繕をすることで、有収率の向上を図り、浄水費用の損失を縮減するとともに、漏水を起因とした事故防止に努める。	・水道利用者 ・配水管 ・給水管	漏水調査の実施	計画 どおり	51,300	S48		【①昨年度の評価(成果や課題): 計画的な漏水調査の実施】 ・計画的に路面音聴調査などの漏水調査・早期修繕を実施し、漏水を起因とした陥没などの事故防止に努めた。また、水道管路AI劣化予測診断業務を実施し、調査範囲の絞り込みを行った結果、漏水の発見率が向上した。しかし漏水量は増加しているため、引き続き、漏水調査に取り組み、有収率の向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針: 継続的な漏水対策の推進】 ・漏水を起因とした事故を抑制するため、引き続き他企業埋設管と競合する路線及び基幹管路等の漏水調査に取り組むほか、前年度から実施している水道管路AI劣化予測診断に加え、新たに人工衛星を活用した漏水解析を導入し、漏水調査をより効果的・効率的に実施し、漏水の早期修繕につなげるなど、有収率の向上を図る。	拡大
61	防災対策及び緊急時対応	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		自然災害等に対する体制の確保	・水道利用者 ・被災市民	災害時緊急対応力の充実	計画 どおり	0	S56		【①昨年度の評価(成果や課題): 災害時緊急対応力の強化】 「上下水道局危機管理計画」に基づく応急給水訓練(11月)や、芳賀中部上水道企業団と緊急時連絡管の運用訓練(7月)、油流入事故時の情報伝達訓練(6月)を実施し、自然災害発生時など、危機に迅速かつ的確に対応する体制について確認することができた。 【②今後の取組方針: 継続的な災害時緊急対応力の確保】 引き続き、自然災害などの危機に迅速かつ的確に対応するとともに、能登半島地震を踏まえた災害時等の対応について、上水道事業の業務継続計画(水道BCP)に追加するなど、緊急時の対応力強化に努めていく。	
62	上水道事業における脱炭素化の推進	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供	SDGs 戦略事業	上水道事業における脱炭素化	上水道施設	上水道施設への省エネ設備、創エネ等の導入	計画 どおり	5,772	R5		【①昨年度の評価(成果や課題): 上水道施設における取組の推進】 ・温室効果ガスの排出量を削減するため、上水道施設の脱炭素化に向けたロードマップを作成するとともに、上水道施設への創エネ施設の導入可能性調査など脱炭素化に向けた検討を進めることができた。 ・今市浄水場(管理棟)や配水管理センター(外路灯)のLED化を進めることができた。 【②今後の取組方針: 上水道施設における取組の推進】 引き続き松田新田浄水場や配水管理センターのLED化など省エネ設備の導入を進めるとともに、第4減圧所における官民連携手法を活用した小水力発電や水道施設における太陽光発電等の創エネ施設の導入を推進していく。	
63	老朽配水管の更新	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		計画的な更新を行い、安定給水を確保するとともに、漏水の抑制に取り組む。	水道利用者	老朽化した配水管の更新	計画 どおり	3,504,060	R1		【①昨年度の評価(成果や課題): 老朽配水管更新の実施】 ・老朽配水管更新実施計画に基づき、計画的に事業を進めるため、従来の発注方式に加え、概算数量設計方式を活用するなど、業務の効率化を図りながら、計画的に事業を実施した。 ・今後は、事業量が更に増加することから、これまで以上に計画的かつ効率的に事業を推進していく必要がある。 【②今後の取組方針: 計画的な更新の実施】 ・安全で安心な水道水の供給を持続するため、引き続き老朽化した配水管の更新を計画的に実施していく。 ・事業量の更なる増加を見据え、より効率的に事業を進める必要があるため、発注の効率化を図れる概算数量設計方式を活用するとともに、管路DBの発注方式等についても調査・研究をしていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
64	浄水場等の設備等の更新	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		水道施設の機能の向上を図り、安全なライフラインを確保する。	水道利用者	老朽化した施設(設備)の更新	計画 どおり	2,266,192	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):老朽化した施設更新の実施】 ・一部資材の納入に時間を要したものの、水道施設更新・長寿命化実施計画等に基づき、老朽化した施設の更新を計画的に実施した。 【②今後の取組方針:計画的な更新の実施】 ・安全で安心な水道水の供給を持続するため、引き続き老朽化した施設の更新をミクロマネジメントにより、計画的に実施していく。	
65	処理場・ポンプ場の整備	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		処理場・ポンプ場の整備	・公共下水道区域の市民 ・公共用水域	流入水量の増加に対応した処理場・ポンプ場の整備	計画 どおり	89,770	S37		【①昨年度の評価(成果や課題):処理能力の増強に向けた施設整備】 ・施設の統廃合事業に伴う流入水量の増加に対応するため、川田水再生センターの污泥処理施設(污泥脱水機)の増設を行った。 【②今後の取組方針:処理場・ポンプ場の計画的な新設・増設】 ・下水道の整備実施区域における処理水量の増加に適切に対応するため、中長期的な流入水量を踏まえ、必要な施設の増設等を実施していく。	
66	処理場・ポンプ場の改築・更新	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		災害や事故に強い下水道の整備	・下水道の利用者の市民 ・公共用水域	処理場・ポンプ場における老朽化した施設の改築・更新	計画 どおり	2,026,472	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な改築・更新の実施】 ・下水道施設における今後の老朽化対策を定めた「下水道施設改築・更新計画(後期計画)」を策定した。 ・川田水再生センターや下河原水再生センターにおける老朽化対策として、施設の調査・診断結果に基づき、計画的に改築・更新を行った。 【②今後の取組方針:着実な改築・更新】 ・施設の老朽化が進行する中、施設機能を維持していくため、着実に施設の調査・診断及び改築・更新工事を実施していく。	
67	下水道施設の強靱化	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供	SDGs	災害や事故に強い下水道の整備	公共下水道区域の市民	基幹施設や幹線管路の耐震化	計画 どおり	603,977	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):幹線管路の耐震化(耐震適合率の向上)】 ・計画的に重要な幹線管路の耐震化を行った。 【②今後の取組方針:下水道施設の効果的・効率的な耐震化の推進】 ・令和6年能登半島地震などの震災被害を踏まえ、下水道施設の耐震性を早期に確保するため、取組を加速化していく。	
68	浸入水対策	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		浸入水対策の推進	・下水道利用者 ・下水道本管 ・取付管、公共樹	浸入水箇所の調査・適正対策・効果測定を実施	計画 どおり	62,915	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):浸入水対策の推進】 ・有収率が最も低い田川第2処理区のスクリーニング調査を実施したことにより、浸入水対策区域の選定を行った。 ・前年度に止水工事を実施した区域(築瀬地区)において浸入水対策の効果測定を行い、有効性を確認した。 【②今後の取組方針:浸入水箇所の効率的な対策】 ・有収率向上のため、スクリーニング調査によって選定できた浸入水対策区域の詳細調査(TVカメラ調査)を実施し、浸入水箇所の止水工事を進めていく。 ・また、水密性のない旧型マンホール蓋の交換等を計画的に行うほか、管きよの点検調査等で発見した浸入水箇所については、迅速に対策工事を実施し、浸入水の軽減に努めていくとともに、過去の実績を踏まえ、更なる対策等の検討を行う。	
69	防災対策及び緊急時対応	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		自然災害に対する体制の確保	・下水道の利用者の市民 ・公共用水域	災害時緊急対応力の充実	計画 どおり	0	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):災害時緊急対応力の強化】 ・「上下水道局危機管理計画」に基づく緊急時対応訓練を11月に実施し、自然災害などの危機に迅速かつ的確に対応する体制について確認した。 【②今後の取組方針:継続的な災害時緊急対応力の確保】 ・引き続き、自然災害などの危機に迅速かつ的確に対応するため、BCPの充実を図るなど、緊急時の対応力強化に努めていく。	
70	下水道事業における脱炭素化の推進	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供	SDGs 戦略事業	下水道事業における脱炭素化	下水道施設	省エネ・創エネ設備の導入	計画 どおり	27,280	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):脱炭素化に向けた取組の実施】 ・温室効果ガス排出量を削減するため、下水道施設の脱炭素化に向けたロードマップを作成した。 ・下水道施設の省エネ設備の導入(LED化工事)を進めた。 【②今後の取組方針:脱炭素化に向けた取組の推進】 ・引き続き、下水道施設における温室効果ガス排出量を削減するため、施設のLED化などの省エネ設備の導入や、太陽光発電設備などの創エネ設備の導入を推進していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
71	排水処理施設の適正化	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		農業集落排水処理施設等の統廃合の推進	・農業集落排水処理施設等の利用者 ・公共用水域	農業集落排水処理施設等の公共下水道接続に向けた整備	計画 どおり	153,322	S52		【①昨年度の評価(成果や課題): 築造工事の推進・浸入水対策の実施】 ・農業集落排水処理施設等の公共下水道接続に向け、特定環境保全公共下水道の築造工事及び浸入水対策を計画どおり実施することができた。 【②今後の取組方針: 計画的な築造工事の推進・浸入水箇所の効率的な対策】 ・公共下水道接続対象地区において、引き続き計画的に特定環境保全公共下水道の築造工事を推進するとともに、既設管渠の修繕など、浸入水対策を効率的に実施していく。	
72	下水道資源の有効活用	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		下水汚泥等の有効活用		川田水再生センターにおける、消化ガス発電等による下水汚泥消化ガスの有効活用	計画 どおり	238,674	H28		【①昨年度の評価(成果や課題): 消化ガスの有効活用】 ・発電施設や、汚泥施設の加温ボイラでの利用により、消化ガスの有効活用を図った。 売電電力量の当初見込み　： 約570万KWh 売電電力量の実績値　　： 約596万KWh 【②今後の取組方針: 消化ガス有効活用の推進】 ・引き続き、発電施設等において消化ガスの有効活用を進めるとともに、発電施設の安定稼働に向け、計画的な維持管理を実施していく。	
73	公共下水道(污水管渠)の整備	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		公共下水道(污水管渠)の整備	公共(市街化区域)及び特環(市街化調整区域14地区)下水道事業計画区域の市民	下水道管渠の整備	計画 どおり	公共 279,575 特環 192,742 合計 495,395	S32		【①昨年度の評価(成果や課題): 公共下水道の整備面積を拡大】 計画的に公共下水道の整備を実施することにより、整備面積を拡大することができた。 【②今後の取組方針: 公共下水道の計画的な整備】 今後も公共及び特環下水道区域における生活排水の適正処理を推進し、生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、早期完了に向けた公共下水道管渠の整備に取り組んでいく。	
74	老朽管渠の改築更新	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		災害や事故に強い下水道の整備	30年以上経過した田川第1・2処理区の管渠	老朽化した管渠の改築更新	計画 どおり	410,495	H16		【①昨年度の評価(成果や課題): 管渠の健全性の確保】 ・管渠の老朽化により道路陥没等のリスクが高まることから、管渠の改築更新を行い、管渠の健全性を確保することができた。 ・管渠の老朽化が進行し、今後、改築需要量が増加していくことから、計画的な調査診断を行い、効率的な管渠の改築更新を進める必要がある。 【②今後の取組方針: 老朽管渠の着実な整備】 今後も、管渠の機能や健全性を確保するため、調査診断結果を踏まえ、優先順位を決めて、効果的・効率的に改築更新を進めていく。	
75	水質検査	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		水質検査計画に基づき、水質検査を適正に実施し、水道水の高品質化を推進する。	・水道利用者 ・水道水 ・浄水場 ・原水	水質検査の実施	計画 どおり	58,185	S53	先駆的 トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題): 高精度で計画的な水質検査の実施】 ・「水質検査計画」に基づく水質検査を行い、水道水の安全性を確認した。 ・専門別技術研修や内部精度管理を適宜実施し、水道GLPを適切に運用するとともに、2項目(水銀・ホルムアルデヒド)を拡充することで全ての健康項目を自己検査とした。 ・本市の水道水のおいしさを広報し、更なるイメージアップを図ることで顧客満足度の向上を目指すため、水質の特徴や浄水過程の技術的な取組に関する広報内容及び顧客の理解と信頼を深める広報活動の調査を進め、新たに水質の特徴や浄水過程の技術的な取組をまとめた「『おいしい水うつのみや研究チーム』調査報告書」を公表した。 ・お客様が安心して水道水を利用するため、事業場からの化学物質流出や豪雨による急激な水質変動、カビ臭の発生など、水源水質の悪化が認められる場合には、関係課と連携を図りながら、迅速に対応する必要がある。 【②今後の取組方針: 水質管理の更なる強化】 ・「水質検査計画」に基づき、計画的かつ高精度に水質検査を実施する。 ・学齢期において水道水に関して興味関心を持ってもらうことで「水道水を飲む文化」を継承できるよう、水道水に触れる新たな機会や様々な啓発手法を創出する。 ・また、産学官連携による「おいしい水道水」の研究を進めるとともに、様々な機会において成果を周知し、本市水道水の更なるイメージアップを図る。	
76	貯水槽水道の管理の充実	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		貯水槽水道における安全で安心な水道水の供給	貯水槽水道設置者	現地調査、管理指導及び適正管理啓発パンフレットの配付	計画 どおり	6,807	H15		【①昨年度の評価(成果や課題): 小規模貯水槽水道設置者へ適正指導】 ・貯水槽の適正管理に関する広報紙への掲載、パンフレットの配布、業務委託において現地調査や改善指導を適宜実施することで、小規模貯水槽水道の管理の充実を図った。 【②今後の取組方針: 小規模貯水槽水道の管理意識の向上】 ・引き続き、小規模貯水槽水道の利用者の安全性を確保するため、現地調査を計画的に実施し、貯水槽水道設置者に対して衛生管理方法などの指導及び助言を行い、管理意識の向上を図る。 ・貯水槽水道の検査結果不適案件に応じたわかりやすいチラシを作成・配付し、適正管理の指導を徹底する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
77	下水道資源の有効活用	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		下水汚泥等の有効活用	下水汚泥	栃木県下水道資源化工場や民間事業者での安定処理を推進し、水再生センターで発生する下水汚泥の有効活用を図る	計画 どおり	829,111	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):安定した下水汚泥の利活用】 栃木県下水道資源化工場や民間事業者等を活用し、下水汚泥を安定的に処理しながら有効活用を図った。 【②今後の取組方針:下水汚泥の有効活用の推進】 ・下水汚泥の資源化促進に向け、民間肥料化施設への搬出量を増やすとともに、広域(栃木県下水道資源化工場)での下水汚泥の肥料化について県及び関係市町と意見交換を行っている。 ・国の補助制度を活用し、脱水汚泥中の有害物質や肥料成分の調査を行い、肥料化した際の安全性や成分変動、有効性を確認するとともに、肥料サンプル等を作成し、農業関係団体と意見交換を行うなど、更なる肥料化に向けた検討を進めていく。	
78	合併処理浄化槽の設置促進	Ⅵ－12	質の高い上下水道サービスの提供		合併処理浄化槽の設置促進による、水環境の保全及び生活環境の向上	浄化槽整備区域の市民	浄化槽整備事業補助金の活用による合併処理浄化槽の設置促進	計画 どおり	50,880	S63		【①昨年度の評価(成果や課題):汲み取りトイレ等からの転換促進】 ・既存住宅における汲み取りトイレや単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換については、し尿汲み取り業者を活用した啓発を実施した。 【②今後の取組方針:補助制度の効果的な周知による設置促進】 ・「浄化槽整備補助金」が有効な手法であるため、引き続き、汲み取りトイレや単独処理浄化槽の世帯に対し関連業者等の協力を得ながら、合併処理浄化槽への転換に向けて補助制度の周知をするとともに、補助事業の利用を市民に促す取組を実施していく。	
79	都市交通戦略推進事業	Ⅵ－13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs	「宇都宮都市交通戦略」の効果的・効率的な推進	・市民 ・交通事業者 ・行政	都市交通戦略の中間見直しの実施	計画 どおり	9,702	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):計画素案の作成】 ・「第2次宇都宮都市交通戦略」の改定に当たっては、「スーパースマートシティ」の実現に向けて、交通ネットワークの構築をはじめとした「NCC」の形成を引き続き、強力に推進していくとともに、交通以外の政策分野の移動課題にも着目し、その課題解決に向けた施策事業を設定するなど、見直しを図った上で計画素案を取りまとめた。 【②今後の取組方針:計画の策定・施策事業の推進】 ・パブリックコメントの結果等を踏まえ、適宜計画に反映した上で6月に計画を策定する。 ・誰もが移動しやすい交通環境の構築に向けて、市民の移動課題の深堀りや、各政策分野に関連する民間事業者などにヒアリングを行い、計画に位置づけた各施策・事業を推進していく。	
80	地域公共交通計画策定事業	Ⅵ－13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs	JR宇都宮駅西側ライトライン整備や、ライトラインの導入と合わせて実施するバス路線再編の前提となる「芳賀・宇都宮地域公共交通計画」の策定	・市民 ・交通事業者 ・行政	芳賀・宇都宮地域公共交通計画の策定	計画 どおり	8,745	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):計画素案の作成】 ・策定にあたっては、「芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会」において、施策の方向性等について、委員から意見を聴取するとともに、「第2次宇都宮都市交通戦略」と整合を図りながら、「芳賀・宇都宮地域公共交通計画(素案)」を取りまとめた。 【②今後の取組方針:計画の策定】 ・パブリックコメントの結果等を踏まえ、適宜計画に反映した上で6月に計画を策定する。	
81	JR宇都宮駅東側におけるバス路線再編事業	Ⅵ－13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	ライトラインや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築	交通事業者	駅東側におけるライトライン開業に合わせたバス路線再編	計画 どおり	65,730	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):バス路線の再編および再編後のバス路線のモニタリング調査】 ・再編後のバス路線の運行計画の詳細を取りまとめた「芳賀・宇都宮東部地域公共利便増進実施計画」に策定した。 ・再編後の公共交通ネットワークについて、8月のライトライン開業とあわせてバス路線の再編を実施するとともに、自治会回覧やバス停への案内掲示、駅や大型商業施設等への案内看板設置などによる周知を行った。 ・再編後のバス路線の利用状況を交通系ICカードの利用データ等から把握するとともに、ライトライン停留場周辺の駐車場・駐輪場利用者へのアンケート調査を行った。 ・再編後のバス路線の利用促進に取り組みながら、利用状況や利用者ニーズを正確に把握していく必要がある。 【②今後の取組方針:利用者ニーズ等の把握】 ・引き続き、再編バス路線の利用促進に取り組みながら、バス事業者の利用実態データやアンケート調査等を活用し、利用状況や利用者ニーズを適切に把握する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
82	JR宇都宮駅西側におけるバス路線再編事業	Ⅵ－13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	ライトラインや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築	交通事業者	駅西側におけるライトライン導入を見据えたバス路線再編の検討	計画 どおり	11,385	H28		【①昨年度の評価(成果や課題): 駅西側ライトライン導入とあわせたバス路線再編内容の検討】 ・駅西側ライトライン導入とあわせたバス路線再編について、道路空間の検討状況や現在のバス利用状況などを踏まえ、バス事業者と協議しながらバス路線再編内容の検討を進めた。 ・駅西側ライトライン事業化に向けた検討の進捗状況と連携しながら、バス事業者などと適宜協議を行い、再編内容の検討を進める必要がある。 【②今後の取組方針: 駅西側ライトライン導入とあわせたバス路線再編内容の検討】 ・駅西側ライトライン事業化に向けて、大通りの道路空間の検討状況などを踏まえ、ライトライン導入とあわせた市内全域を対象とするバス路線の再編内容の検討を進める。 ・検討にあたっては、バス路線再編内容に加え、駅前広場やトランジットセンターなど、交通結節点など施設内容についても、バス事業者と適宜協議を行う。	
83	シェアリングモビリティの実証実験事業	Ⅵ－13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	端末交通手段や街なかの回遊性向上に寄与する移動手段としてのシェアリングモビリティの有用性の検証	・市民 ・シェアリングサービス事業者 ・行政	シェアリングモビリティの実証実験	計画 どおり	66,947	R4		【①昨年度の評価(成果や課題): 有効性などの分析・検証】 ・令和4年度から開始した実証実験を継続実施し、利用状況の把握や利用者アンケートなどを実施しながら、端末交通手段や街なかの回遊性向上に寄与する移動手段としての有用性を検証した。 ・令和5年8月のライトライン開業にあわせ、JR宇都宮駅東側へエリアの拡大と車両の増設を実施した。 ・街なかの回遊性の向上への有用性を確認することができたが、事業の持続可能性について引き続き検証する必要がある。 【②今後の取組方針: 持続可能性の検証】 ・利用定着までの間(概ね3年間)を目途に、必要な支援を行いながら、民間事業者によるシェアリングモビリティ事業運営の持続可能性についてを検証していく。	改善
84	生活バス路線維持・充実事業	Ⅵ－13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	バス路線の維持・充実	市内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者	赤字のバス路線の運行に対する補助	計画 どおり	179,917	H14		【①昨年度の評価(成果や課題): 国・県協調補助、NCC路線補助の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の収益の減少に伴い、従来であれば補助対象路線から除外されてしまう路線について、国・県の要件緩和により、引き続き、赤字バス路線に対する国・県協調補助を行うとともに、国の要件緩和に準じて、補助額の通減に係る要件を緩和することで、市単独補助も実施し、バス路線の維持・存続を図った。 ・NCCの形成に資するバスネットワークの更なる充実・強化を図るため、公共交通ネットワークや居住誘導の状況、バス事業者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、既存路線を維持しやすく、サービスレベルの向上に取り組みやすくなるよう、新たにNCC路線補助制度を創設した。 【②今後の取組方針: 国・県協調補助の継続及びNCC路線補助による支援】 ・市民生活の交通手段を確保するため、引き続き、国・県と協調しながら、赤字バス路線の運行に対する補助を行うとともに、利用環境の整備や運賃負担軽減策の実施などに取り組みながら、モビリティ・マネジメントにより意識転換を促し、積極的に利用促進を図る。 ・NCC路線補助制度については、まちづくりに関する計画の見直しと合わせて、補助路線の拡大を図る。	拡大
85	地域内交通運行支援事業	Ⅵ－13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	郊外部における市民の日常生活の移動手段の確保	地域住民で組織する運営協議会	・地域内交通の運行経費等に対する補助 ・地域内交通導入自治会の拡大に向けた支援 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化に向けたデジタル技術の活用	計画 どおり	144,998	H19	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題): 地域内交通の運行支援や導入区域拡大支援】 ・郊外部全13地区における地域内交通の運行を支援するとともに、一部の区域で地域内交通を先行導入している雀宮地区において、地域の運営組織と連携しながら勉強会を行い、新たに9つの自治会での導入が決定した。 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化を図るため、予約・配車システムを全地区に導入し、運用を開始した。 ・地域内交通の持続可能な運行に向けて、各地区の状況に応じて適切に支援できるよう、「地域内交通運営経費補助金」の見直しを行うとともに、地域運営組織の運営事務をサポートする「地域内交通運営事務アドバイザー制度」の仕組みを構築した。(R6から開始) ・引き続き、地域内交通導入地区における運行を支援しながら、「地域内交通運営経費補助金」や「地域内交通運営事務アドバイザー制度」の効果的な運用定着を図り、地域による運営を支援していく必要がある。 【②今後の取組方針: 地域内交通の運行支援や導入支援】 ・地域運営組織に対して、「地域内交通運営経費補助金」の見直しについて説明を行いながら、運営体制の強化につながる適切な活用を促していくとともに、「地域内交通運営事務アドバイザー制度」について、アドバイザーと協力しながら、運営上の課題の抽出や対応マニュアルの作成を行うなど効果的な運用を図っていく。 ・一部の区域で地域内交通を先行導入している地区における運行区域の拡大に向けて、引き続き、地域の実情に応じた支援を行っていくとともに、「地域内交通予約配車システム」については、伴走型の利用者説明会を全地区で実施するなど利用を促進していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
86	市街地部における生活交通確保事業	Ⅵ－13	公共交通ネットワークの充実・強化	SDGs 好循環P 戦略事業	市街地部における日常生活の移動手段の確保	市街地部における生活交通の導入に向けた住民検討組織等	市街地部における生活交通の導入に向けた支援	計画どおり	21,006	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):生活交通確保に向けた地域の取組支援】 ・石井地区の「スマイル石井号」「ぐるっと石井号」については、運行の支援や地域が実施する利用促進策を支援し、利用者は試験運行開始以降、年々増加している。 ・明保地区については、地域運営組織と連携しながら、関係機関との調整を行い、令和5年6月に「あの町この町号」の試験運行を開始した。 ・峰地区、細谷・上戸祭地区、築瀬地区においては、地域内交通に関する勉強会を実施し、運行方法等について、地域と意見交換を行った。 ・引き続き、各地域の特性や意向、運行状況に応じた導入支援を行い、市街地部における地域内交通の導入を推進していく必要がある。 【②今後の取組方針:持続的な運行と生活交通確保に向けた地域の取組支援】 ・明保地区については、令和6年6月の本格運行に向けて、地域運営組織の体制の強化や運行計画の見直しを図るとともに、利用者確保のため、地域と連携しながら利用促進策に取り組んでいく。 ・峰地区、細谷・上戸祭地区、築瀬地区において、引き続き、地域と意見交換を行いながら、新たな運行方式の検討やアンケート調査の実施による移動需要の把握を行うなど、地域に密に足を運びながら伴走型の支援を行っていく。	
87	LRT整備の推進	Ⅶ－13	公共交通ネットワークの	SDGs 好循環P	JR宇都宮駅東側のライトライン整備及び	・市民 ・来訪者	・JR宇都宮駅東側のライトライン整備 ・JR宇都宮駅西側のライトライン導入に向けた検	計画	1,951,550	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):JR宇都宮駅東側のライトラインの整備及び駅西側のライトラインの導入の検討】 (駅東側) ・JR宇都宮駅東側については、全線での試運転・習熟運転や運輸開始認可の取得などを経て、予定通り令和5年8月26日に開業を迎え、開業後約7か月で当初予測の約1.2倍となる、約264万人が利用した。 ・ライトラインを長期的に安定して運営していくためには、軌道施設等の適切な維持管理を継続して実施していくことが重要となることから、「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を立ち上げ、効率的で効果的な維持管理手法の検討に取り組んだ。 ・開業後の利用状況等を踏まえ、トランジットセンターや停留場周辺の駐車場の増設に取り組んだ。 ・市民理解については、国内初の全線新設LRTの開業にあたり実施した「開業記念事業」をはじめ、ベンチドネーションの追加募集や出張ライトライン見学会など、「参加・体験型の取組」を通じて、さらなる理解促進、マイレール意識の醸成に取り組んだ。 ・沿線の小中学校等に対して、ライトラインの車両を活用した「安全教室」や「乗り方教室」を実施し、交通ルールや乗り方の周知を行ったほか、開業後においては、警察等と連携し、沿線交差点においてドライバーに向けた交通ルール周知啓発活動を実施した。 (駅西側) ・NCCのまちづくりを一層強化するため、JR宇都宮駅東口停留場から宝木町1丁目・駒生1丁目付近(教育会館付近)までを整備区間と令和4年8月に公表したところであり、令和7年度内の特許申請に向け、「都心部まちづくりプラン」に基づき、将来のまちづくりと一体となって、大通りの道路空間再編や停留場など、LRT導入に係る関係機関との各種検討・協議を進めるとともに、まちの将来像を官民で共有し、各種施策・事業を総合的に推進するため、市民や事業者との意見交換を行った。 ・市民理解については、JR宇都宮駅西側の事業化に向けた検討状況等について、令和5年10月に駅西側に移設したオープンスクエアを情報発信媒体の一つとして活用し、双方向の取組に取り組んだほか、「ライトライン体験会、意見交換会」を駅西側沿線地区対象に実	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
87	ライトラインの推進	VI－13	充実・強化	好循環P 戦略事業	JR宇都宮駅西側の ライトライン導入	・沿線関係者 ・企業	・沿線等へに向けた検討 ・ライトライン事業に関する 市民理解の促進	どおり	1,001,000	H19		【①昨年度の評価(成果や課題)】 ・取組に取組むためには、ライトラインの推進を「急ぎの課題」と認識し、沿線地域の企業に大 施し、さらなる理解促進と機運醸成に取り組んでおり、今後とも、あらゆる機会を通じて機 運を高めながら、更なる理解の促進を図っていく必要がある。 ・導入に向けた検討については、ライトラインの整備効果を最大限に発揮し、円滑に事業 を推進できるよう、駅東側の開業後に得られた様々な知見を活用しながら、各種検討を 綿密に進める必要がある。 【②今後の取組方針】JR宇都宮駅東側のライトラインの利用促進及びJR宇都宮駅西側の ライトライン整備の推進】 (駅東側) ・継続して有識者会議を開催し、ライトラインの特性を踏まえた、効率的・効果的な維持管 理手法の検討に取り組む。 ・引き続き、トランジットセンター周辺の駐車場増設を進めるとともに、停留場周辺のトイレ 整備に取り組む。 ・市民理解については、開業から一周年という大きな節目を市民・町民全体で祝福する開 業一周年記念事業を実施し、マイレール意識の醸成を図る。 ・さらなる利用促進に向けて、運行会社や沿線店舗等と連携しキャンペーンなどに取り組 む。 ・安全安心にライトラインを利用していただけるよう、引き続き、生活安心課と連携し、交通 ルールの周知に取り組む。 (駅西側) ・JR宇都宮駅西側のライトライン整備については、引き続き、軌道施設を道路空間に導入 した際の交通影響の調査・検討を行い、道路管理者や交通管理者等との協議・調整を図 りながら、令和7年度内の特許申請に向けた整備に係る各種検討を行う。 ・市民理解については、駅西側の事業化に向けた検討状況について、広報紙など、様々 な媒体を通じて分かりやすい情報発信に取り組むほか、意見交換会などの双方向の取組 をより丁寧に行うなど、上記の開業一周年記念事業を含め、更なる理解促進を図ってい く。	
88	公共交通利用促進事業 (MNU、モビリティ・マネジメント (MM)の実施)	VI－13	公共交通の利便性向上 と利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	公共交通の利便性 向上と利用促進	・市民 ・民間企業 ・学校	公共交通の利便性向上 の取組や市民等のライフ ステージの変化などの 機会を捉えた効果的な 意識転換・行動変容策 の実施	計画 どおり	62,506	H18		【①昨年度の評価(成果や課題)】市民・企業等に対する多様なMMの実施】 ・本事業の効果的な展開に向け組織した有識者会議において、事業全般の目指すべき方 向性を示したロードマップを策定したほか、同会議からの提言内容を踏まえ、ライトライン 開業前後のタイミングに合わせた広報PRや、SNSを活用したキャンペーンの実施、公共交 通利用促進パンフレット第2弾「もっと乗ろうよ！」や「乗ろうよ！ movie」の作成など、市民 に広くアプローチすることができた。 ・小中高生相当世代へのtotra配布や出前講座の実施、市内事業所を対象としたエコ通勤 普及促進事業の実施など、年間を通して市民や企業等に対し、公共交通に対する意識啓 発やイメージアップを図りながら、多様なライフスタイルの中での自発的な公共交通利用 や行動変容の訴求を図った。 ・ライトライン・再編バス路線の沿線では、清原エリアを対象とし、住民や企業の従業員に 対する双方向のコミュニケーションを通じ意識・行動変容を促す「トラベル・フィードバック・ プログラム」の手法を軸としたMMを実施し、経路検索システム「乗ろうよ！ナビ」を主要な 動機付けとして、公共交通を利用した生活・通勤シーンをイメージし行動に移してもらうこと で、MM実施前後でのマイカー分担率が減少したほか、学校については、沿線の宇都宮清 陵高校の生徒の協力を得つつ通学リーフレットを作成、当該リーフレットを動機付けとした アンケートを実施し、ライトライン等を活用した通学スタイルを訴求することができた。 【エコ通勤優良事業所認証】 取得実績：19社(令和5年度に新たに認証を取得した市内事業所) 【②今後の取組方針】効果的なMM展開や対象の整理、MNU事業全体の総括及び次年度 以降の方向性検討】 ・ライトライン開業一周年事業と連携し、公共交通への関心が高まる機会を活用したプロ モーションを展開するとともに、宇都宮市の代表的市民像である4つのペルソナを活用し、 具体的なターゲットに絞りながら、多方面から公共交通に対する意識啓発やイメージアッ プを図る。 ・沿線MMについては、令和5年度MMの結果も踏まえ清原エリアへの働きかけを継続しつ つ、平石エリア(ベルモール周辺・平出工業団地等)を新たに対象とすることで、働きかけ の裾野を拡大する。 ・沿線住民・学校への通学者をターゲットとした「ライトラインーパス連絡定期券」の購入支 援を新たに開始し、若年層への乗継文化の醸成、子育て世帯への経済的負担の軽減を 図りながら、公共交通への利用転換を促していく。 ・上記事業を含むMNU事業全体について実施計画上の終期を迎える年度となることから、 令和4年度から実施してきた取組について有識者会議において総括・整理を行ったうえ で、今後の公共交通利用促進に向けた取組の方向性を検討する。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
89	県央地域公共交通利活用促進協議会	Ⅵ－13	公共交通の利便性向上と利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	県央地域における公共交通の利用促進	県央地域(3市5町)の市民	県央地域における公共交通利用促進策の実施	計画どおり	500	H17		【①昨年度の評価(成果や課題): 県央地域における公共交通利用促進】 ・「LRT×とちぎならやっぱり莓だろツアー(宇都宮市, 真岡市, 茂木町)」の実施や, 「ライトライン開業記念ウェルカムパーティー(宇都宮市)」 「ライトライン開業記念 EnjoyDay(芳賀町)」 「宮っこフェスタ(宇都宮市)」などの各市町実施の事業におけるPRブース設置, 学校MM(バスの乗り方教室)(宇都宮市, 芳賀町)の実施, JCOMM宇都宮大会への参加など, 委員構成市町と連携しながら幅広く活動し, 公共交通の利活用促進を図った。 ・先進事例視察として, 県内はJCOMM現地見学会におけるライトライン車両基地見学やグリーンスローモビリティ乗車(宇都宮市), 県外はレベル4自動運転による移動サービス「Zen drive」の視察(福井県永平寺町)を実施した。 ・関係市町で協議を行い, 各市町の負担金額や負担割合の妥当性について確認するとともに, 協議会においては構成委員により負担金の使途となる事業内容について十分な審議を実施した。 【②今後の取組方針: 広域的な公共交通の利用促進・利便性向上に向けた検討】 ・芳賀・宇都宮東部地域におけるライトラインの開業やバス路線再編によって, 県央地域における公共交通ネットワークの充実が図られたことから, 令和6年度以降, さらなる公共交通の利用促進に繋げる。 ・「LRT×とちぎならやっぱり莓だろツアー(宇都宮市, 真岡市, 茂木町)」の本格実施や, ツアーの実施に合わせて行う「パブトラカード」の作成, 当協議会の啓発グッズの考案など, 効果的なイベント企画や幅広い広報を行う。 ・定期的な協議会・事務局会議の実施や, 関連な意見交換を行うワークショップの実施, 先進事例を視察するなど, 周辺市町と連携した広域的な公共交通の利用促進策について検討していく。	
90	交通ICカード普及促進事業	Ⅵ－13	公共交通の利便性向上と利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	交通系ICカード「totra」の普及促進	市民	・ライトライン・バスの乗り方や定期券情報を周知するtotraご利用ガイドの作成 ・広報紙によるtotraの普及促進	計画どおり	890	R3		【①昨年度の評価(成果や課題): totraご利用ガイドや広報紙による周知・啓発】 ・MNU事業で実施した小中高生相当世代へのtotra配付による普及促進に加えて, 本事業においては, 令和5年8月にライトラインが開業したことに伴い, ライトラインの乗り方や定期券情報が追加されたため, 「totraご利用ガイド」を最新版に更新し, 普及促進を行った。 ・また, 広報紙においても, ライトライン開業に合わせてtotraの概要(乗継割引やポイント制度)を改めて周知した。 ・引き続き, totraの概要や活用事業の効果的な周知・広報を実施する必要がある。 【②今後の取組方針: totraの更なる普及促進】 ・これまでの取組である広報紙への掲載等, 効果的な周知・広報については, 引き続き実施する。 ・令和6年度には, totraを活用した「バスとバスの乗継割引制度」を運用開始する予定であることから, SNS発信やポスター等の作成により, 広く市民への周知を実施する。	
91	運賃負担軽減事業	Ⅵ－13	公共交通の利便性向上と利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	運賃負担軽減策の実施	市民	・バスの上限運賃制度の実施 ・ライトライン開業に伴う「ライトラインーバスー地域内交通の乗継割引制度」実施 ・「バスからバスへの乗継割引制度」の導入検討	計画どおり	42,329	R3	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題): ライトラインーバスー地域内交通の乗継割引制度の導入】 ・令和5年8月のライトライン開業にあわせ, 従来の「バスと地域内交通の乗継割引制度」にライトラインを加え, 「ライトラインーバスー地域内交通の乗継割引制度」の運用を開始した。 ・バスの上限運賃制度については, 令和5年8月の関東自動車の運賃改定後も, 引き続き市負担額を据え置くことで, 利用者の運賃負担軽減に努めた。 ・「どこから乗っても街なかまで片道500円以内」の実現に向け, 「バスからバスへの乗継割引制度」を導入に向けた制度設計を行った。 ・「どこから乗ってもどこまで行っても片道500円以内」の実現に向けて更なる運賃負担軽減策の導入を検討していく必要がある。 【②今後の取組方針: バスとバスの乗継割引制度」の導入を含めた運賃負担軽減策】 ・令和6年7月を目途に, 「バスからバスへの乗継割引制度」を導入する。 ・導入にあたっては, SNSやポスター・広報紙等の媒体を広く活用し, 市民への周知を行っていく。 ・更に, 「どこから乗っても どこまで行っても 片道500円以内」の実現に向けて, 具体的な検討を進めていく。	拡大
92	人にやさしいバス等導入促進事業	Ⅵ－13	公共交通の利便性向上と利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	公共交通のバリアフリー化の推進	・ノンステップバスを導入するバス事業者 ・ユニバーサルデザイン(UD)タクシー車両を導入するタクシー事業者	ノンステップバス及びUDタクシー車両の購入費等に対する補助	計画どおり	3,000	H9		【①昨年度の評価(成果や課題): ノンステップバス・UDタクシーの導入促進】 ・バス事業者の車両更新計画の変更があり, ノンステップバスの導入はなかったが, UDタクシー車両については, 予定していた8台を上回る10台の車両導入となった。(10台に補助を交付) ・引き続き, 事業者と公共交通のバリアフリー化に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: ノンステップバス・UDタクシーの導入促進】 ・引き続き, 国・県と協議し, ノンステップバスやUDタクシー車両の導入を推進する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
93	公共交通利用環境整備事業	Ⅵ－13	公共交通の利便性向上 と利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	公共交通利用者の 利便性の向上	市内で生活バス路 線を運行する乗合 バス事業者、企業、 団体等	利用者の多いバス停や 地域内交通との乗継ポ イントとなるバス停など の待合環境整備に対す る補助	計画 どおり	0	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):公共交通利用者の利便性の向上】 ・利用者の更なる利便性の向上を図るため、バス利用環境整備に加え、ライトライン周辺の民間企業が実施する駐輪場整備に要する費用の一部を補助対象とする制度の拡充を行った。 ・また、関東自動車が導入した「関東自動車バスナビ」アプリにより、リアルタイム運行情報を活用した経路検索や、利用頻度の高いバス停を登録することにより活用できる「My時刻表」の表示など、新たなサービスを開始されたことから、「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業において、様々な公共交通の情報を発信する中で、住民に周知するなど、利用促進に向けた支援を行った。 【②今後の取組方針:公共交通利用者の利便性の向上】 ・引き続き、交通事業者等の取組を積極的に支援しながら、公共交通利用促進策と一体となった乗継環境の向上に取り組んでいく。	
94	地域内交通への交通ICカード導 入支援事業	Ⅵ－13	公共交通の利便性向上 と利用促進	SDGs 好循環P 戦略事業	運賃支払の簡略化 と、これに伴う定時 性・速達性の向上・ 乗り継ぎの円滑化な ど、公共交通の利便 性向上	・交通事業者 ・市民等	・市民をはじめ、公共交 通利用者へのICカード導 入に係る周知	計画 どおり	35,925	H25	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):車載器の追加搭載と利用者への周知】 ・地域内交通へのICカードシステムの円滑な運用が図られるよう、運行事業者やシステム開発事業者と連携を図りながら、予備車両への車載機の追加搭載を進め、令和5年度中に車載器12台の追加搭載を行った。 ・引き続き、市民の誰もがICカードを利用できるよう、利用者への周知を徹底する必要がある。 [発行枚数・決済率] <u>totra発行枚数:153,000枚</u> <u>地域内交通でのICカード決済率:約60%(令和5年4月1日～令和6年3月31日)</u> 【②今後の取組方針:ICカードの利用促進、周知・PR】 ・地域内交通へのICカードシステムの円滑な運用が図られるよう、運行事業者やシステム開発事業者と連携を図りながら、運行事業者の乗務員への教育・研修の充実を図る。 ・地域内交通におけるICカードの利用促進を図るため、広報紙や自治会回覧を活用した利用促進チラシを配布するとともに、地域と連携した「利用体験会」の実施や「ライトライン体験会」と連携した周知・PRなどを実施していく。	
95	道路ネットワーク形成推進事業	Ⅵ－13	円滑、快適、安全・安心 な道路づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	NCCの更なる推進に 向けた、効果的・効 率的な道路ネット ワークの形成	市の道路整備及び 道路保全に係る事 業	・今後の道路事業の方針等を示す道路整備計画の策定 ・新たな取組として進めている、生活道路における交通安全対策に関わる検討	計画 どおり	21,175	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):都市拠点圏域における道路ネットワークに関わる県との協議・調整、生活道路における交通安全対策に向けた検討】 ・NCCの基盤となる道路ネットワークの構築に向けた道路整備計画の策定において、県が進める都市間連携の強化に向けた道路整備との整合を図る必要があることから、交通量調査やその分析を行いながら、県との協議・調整を実施した。 ・公共交通ネットワークやまちづくり施策を踏まえ、県と連携し、道路事業を推進していく必要がある。 ・地元要望箇所において、面的な交通安全対策を検討するため、国にETC2.0の分析を依頼し、その結果をもとに、地元と意見交換を実施し、各地区における課題等の共有を図った。 ・対策については、地元の合意を得ながら検討を進めていく必要がある。 【②今後の取組方針:道路整備計画の策定、面的な交通安全対策の実施】 ・県との協議調整の深度化を図り、公共交通ネットワークやまちづくり施策を踏まえた道路整備計画を策定する。 ・交通規制や物理デバイスとの組み合わせによる面的整備に向け、地元の合意を得ていくために、現地調査や仮設ハンプの社会実験を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
96	無電柱化の推進	Ⅵ－13	円滑、快適、安全・安心な道路づくりの推進	SDGs	防災や安全な交通環境の確保、良好な景観形成を図るため、電線類の地中化等による無電柱化を計画的に推進するもの	宇都宮市管理道路	・防災性の向上に資する緊急輸送道路等の重点路線の無電柱化 ・良好な景観形成による魅力向上に資する路線の無電柱化 ・無電柱化推進計画に基づく周知啓発及び関係機関との連携強化	計画 どおり	60,485	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):「宇都宮市無電柱化推進計画」に基づく対象道路の整備及び広報・周知活動、関係機関との情報交換の実施】 ・宇都宮日光線(一条)について、電線共同溝の整備推進を図るため、電線管理者と協議・調整を図りながら電線共同溝築造工事及び引込管等設備委託工事を実施した。 ・小幡・清住地区における宇都宮日光線及び塙田平出線について、関係機関や電線管理者と電線共同溝の工事に向けた協議・調整を実施し、整備推進の理解を得ることができた。 ・市道635号線(大谷地区)について、良好な景観形成を図るため、無電柱化工事の着手に向け、電線共同溝詳細設計や関係機関及び電線管理者との協議を進めた。 ・無電柱化の日(11月10日)の普及啓発に係る記事を広報に掲載するとともに、栃木県無電柱化推進協議会へ新規整備路線に係る情報提供を行った。 【②今後の取組方針:「宇都宮市無電柱化推進計画」に基づく無電柱化の推進】 ・引き続き、宇都宮日光線(一条)の電線共同溝による無電柱化整備を推進する。 ・小幡・清住地区における宇都宮日光線及び塙田平出線の電線共同溝工事について、令和6年度に着手する。 ・市道635号線(大谷地区)について、電線管理者と協議・調整を図りながら、低コスト化の検討を行い、無電柱化に係る設計を完了させる。 ・道路の無電柱化に係る取組の必要性について、広報紙等による周知啓発を行うとともに、国・県と情報交換等を行いながら、計画的・効率的に事業を進めていく。	
97	舗装改良事業	Ⅵ－13	円滑、快適、安全・安心な道路づくりの推進		道路環境の安全性と信頼性の確保	市民、道路利用者	・計画的な舗装の修繕	計画 どおり	1,048,761	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心な道路通行確保に向けた舗装修繕の実施】 ・「宇都宮市道路施設長寿命化計画(道路舗装編)」に基づき、予防保全の対象となる路線の路面性状調査結果を踏まえ、計画的に修繕を実施するとともに、事後保全の対象となる路線は宮ココ及び電話などから寄せられた情報や道路パトロールにより発見した損傷箇所を速やかに修繕し、安全な道路環境を確保した。 ・管理瑕疵を未然に防止するため、道路の異常や損傷などの危険要因を速やかに排除し、道路を常時良好な状態に保つ必要がある。 【②今後の取組方針:予防保全と事後保全を組み合わせた適切な道路修繕の実施】 ・「宇都宮市道路施設長寿命化計画(道路舗装編)」に基づき、更なる道路環境の安全性を確保するため、点検・診断・措置・記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を着実に実施する。 ・宮ココや電話を通じて市民から寄せられる道路の異常や損傷などに適切に対応する。	
98	都市計画道路整備事業	Ⅵ－13	円滑・快適、安全・安心な道路づくりの推進	戦略事業 ・ SDGs	都市の骨格を形成する幹線道路の整備	市民・地権者・道路利用者	道路整備・用地取得	計画 どおり	802,466			【①昨年度の評価(成果や課題):都市計画道路の整備】 ・都市間・地域間を結ぶ道路交通の円滑化や安全性・利便性の向上を図るため、産業通り(陽東)をはじめとする都市計画道路について、関係権利者に説明を行い事業への協力を得ながら計画的に都市計画道路整備事業を推進した。 ・事業を円滑に推進するため、用地取得後速やかに移設工事に着手するよう、移設を予定している上下水道やガス、電線管理者などの関係企業と密に連携を図り、移設工事完了後、遅滞なく道路整備を実施したほか、越戸川バイパス整備事業、宇大東南部第2や小幡・清住土地区画整理事業など関連する事業が各々円滑に推進するよう、密に調整を行った。 ・「宇都宮市無電柱化推進計画」に基づき、電線共同溝の整備推進を図るため、宇都宮日光線(一条)について、電線管理者と協議・調整を図りながら、電線共同溝築造工事及び引込管等設備委託工事を実施した。 ・継続中の路線については、早期の事業完了を目指し、計画的かつ効果的な用地取得に努め、事業効果の早期発現に向け、用地取得状況を踏まえた道路整備を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:NCCの形成に向けた都市計画道路整備】 ・継続中の路線については、早期事業完了を目指し、権利者の理解促進を図りながら計画的かつ効果的な用地取得に取り組むとともに、道路交通の円滑化や安全性・利便性の向上を効果的に図るため、既に取得している用地を活用した暫定的な道路整備について検討していく。 ・また、今後の道路事業の方針等を示す「道路整備計画」に基づいた次期路線の事業化に向け、必要な準備を進めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
99	幹線市道整備事業	Ⅵ－13	円滑・快適、安全・安心な道路づくりの推進	戦略事業・SDGs	都市計画道路等を補完し道路ネットワークの形成に資する幹線道路の整備	市民・地権者・道路利用者	道路整備・交差点改良・用地取得	計画どおり	771,355			【①昨年度の評価(成果や課題):幹線市道の整備】 ・地域間を結ぶ道路交通の円滑化や安全性・利便性向上の実現のため、市道356号線をはじめとする幹線市道7路線について計画的に事業を推進した。 ・市道356号線の橋梁架け替えについては、移設を予定している上下水道やガス、電線管理者などの関係企業と密に連携を図るとともに、近接する越戸川バイパス整備事業と一体的に工程管理を行いながら着実に工事を完了させた。 ・事業が長期化している路線については、早期の事業完了を目指し、着実な用地取得に努め、事業効果の早期発現に向け、用地取得状況を踏まえた道路整備を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:道路ネットワークの充実に向けた道路整備】 ・今後の道路事業の方針等を示す「道路整備計画」に基づき、交通の円滑化や安全性の確保などの観点から優先順位を決定し、計画的に整備に取り組む。 ・事業が長期化している路線については、権利者の理解促進を図りながら計画的な用地取得に取り組むとともに、道路交通の円滑化や安全性・利便性の向上を効果的に図るため、既に取得している用地を活用した歩行空間整備や、既存の道路空間を活用した幅員構成の再配分を検討していく。	
100	宮サイクルステーションの充実	Ⅵ－13	「自転車のまち宇都宮」の推進		宮サイクルステーションの充実により、自転車の魅力発信及び自転車の利活用促進を図る。	・市民 ・自転車利用者	宮サイクルステーションの管理・運営	計画どおり	10,117	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):宮サイクルステーションの情報発信】 ・平成28年をピークに来館者数は減少していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルが変化する中、幅広い世代が楽しめる多彩なイベントを実施や様々な媒体を活用した周知活動をしたことなどにより、市民の自転車への関心度を更に高めることができた。 ・また、8月のライトライン開業後、新たにJR宇都宮駅東口停留所付近や清原地区市民センター前トランジットセンターなどにおいて、デジタルサイネージを活用した自転車関連施設の情報を発信したことにより、宮サイクルステーションの来館者数は6千人(前年度比14.4%増)を超えることができた。 ・来館者数の更なる増加を目指すため、利用者のニーズを的確に把握し、魅力ある事業を展開する必要がある。 【②今後の取組方針:利用者ニーズを踏まえたサービスの充実】 「第2次自転車のまち推進計画」に基づき、自転車の利用拡大が図れるよう、指定管理者であるサイクルスポーツマネジメント(株)との連携を強化しながら、多様化する利用者ニーズへ対応するための事業内容の改善や自主事業の充実のほか、様々な広報媒体を活用したプロモーション活動の方法について検討を進めていく。	
101	自転車のまちづくり推進事業 (自転車の駅の運営)	Ⅵ－13	「自転車のまち宇都宮」の推進	SDGs 好循環P	自転車の駅の運営による自転車の利用・活用の促進を図る。	・市民 ・自転車利用者	自転車の駅の運営	計画どおり	667	H15	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):様々な媒体を活用した「自転車の駅」のPR】 ・公共施設のほか、民間事業者の協力を得ながら設置を行うとともに、利用促進を図るため、のぼり旗に「宇都宮ブリッツェン」の選手の写真を入れ、「自転車の駅」の認知度向上に努めた。 ・令和6年度においても、引き続き、「自転車の駅」の利用促進に向けて、様々な媒体を活用したPRを行い、認知度の向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針:官民連携による計画的な事業の推進】 ・「自転車の駅」の更なる利用促進と、本市を訪れるサイクリストのおもてなし向上に向けて、サイクリストが身近に触れるHPやSNSなどの媒体を通じて「自転車の駅」の積極的な情報発信を行うとともに、取組自体についても、ジャパンカップの公式ホームページなどの媒体を活用し、幅広いPRを行っていく。	